資料 編

目次【資料編】

1	環境行政全般	p128		4	化学物質関係(ダイオキシン類)	p180
(1)	環境行政のあゆみ	p128	_	(1)	大気環境	p180
(2)	環境保全に係る行政組織	p129		(2)	公共用水域(水質、底質)	p180
(3)	環境関係各種審議会	p129		(3)	地下水	p180
(4)	環境年表	p134		(4)	土壌(一般環境)	p180
				(5)	土壤 (発生源周辺)	p181
2	大気関係	p143				
(1)	大気汚染常時監視局・測定結果一覧	p143	_	5	騒音・振動・悪臭関係	p182
(2)	ばい煙・粉じん発生施設設置状況(法	p148		(1)	騒音規制法に基づく特定施設の届出	p182
	律)	p140		(2)	状況 騒音規制法に基づく特定建設作業の	
(3)	ばい煙・粉じん発生施設設置状況(県	n140		(2)	届出状況	p182
	条例)	p149		(3)	自動車交通騒音測定結果(市町村実	p183
			_	(4)	施)	104
3	水質関係	p150		(4) (5)	自動車交通騒音測定結果(面的評価) 振動規制法に基づく特定施設の届出	p184
(1)	健康項目測定地点数 (河川)	p150	_	(0)	状況	p185
(2)	健康項目測定結果(河川)	p150		(6)	振動規制法に基づく特定作業施設の	p185
(3)	河川水質の環境基準達成状況	p151			届出状况	•
(4)	各河川の概要及び水質	p152		_	「太 いて」。 いぬに目 <i>は</i>	100
(5)	健康項目測定地点数 (海域)	p163		(1)	土壌・地下水・地盤関係	p186
(6)	健康項目測定結果(海域)	p163		(1)	地下水質測定結果(概況調査)	p186
(7)	海域水質の環境基準達成状況	p164		(2)	地下水質測定結果(継続監視調査)	p187
(8)	与那覇港・伊佐海域の水質の経年変化	p165		_	-L. 1 88 60	
(9)	各海域の概況及び水質	p165		7	赤土関係	p188
(10)	主要水浴水質調査結果	p172		(1)	底質中懸濁物質含量(SPSS)測定結果 (定点観測調査結果)	p188
(11)	魚類のへい死事故	p173		(2)	サンゴ調査結果概要(定点観測調査結	p189
(12)	県内の公共用水域で発生した魚類へ	p174		(0)	果)	p100
(13)	い死事故の原因 水質汚濁に係る環境基準の水域類型			(3)	底質中懸濁物質(SPSS)測定結果(重 点監視海域調査結果)	p190
(±0)	指定状況	p175		(4)	環境保全目標の達成状況	p192
(14)	水質汚濁防止法の特定事業場数	p178		(5)	赤土等における環境保全目標類型	p193
(15)	水質汚濁防止法に基づく改善命令の 発動状況	p179				

8	基地公害関係	p194
(1)	在日米軍施設・区域環境調査(公共用	p194
	水域調査結果)	PIOI
(2)	基地排水水質等監視調査(公共用水域	p198
	調査結果)	proc
(3)	基地周辺公共用水域測定結果(地下水	p204
	調査結果)	p204
(4)	米軍基地周辺公共用水域監視調查(底	p206
	質分析結果)	p200
(5)	米軍基地周辺公共用水域監視調查(魚	p207
	類分析結果)	p201
(6)	基地周辺公共用水域監視調査(ダイオ	p208
	キシン類)(底質分析結果)	p200
(7)	嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺	p209
	航空機騒音調査	p209
(8)	環境放射能調査結果の概要	p212

9	廃棄物関係	p216
(1)	粗大ごみ処理施設整備状況	p216
(2)	一般廃棄物最終処分場整備状況	p216
(3)	廃棄物再生利用施設整備状況	p217
(4)	し尿処理施設整備状況	p218

10	自然環境関係	p219
(1)	自然環境保全基礎調査一覧	p219
(2)	沖縄県自然環境保全地域の概要	p220
(3)	温泉利用状況	p221
(4)	特殊鳥類等生息環境調査	p222
(5)	鳥獣保護区位置図	p223
(6)	国指定及び県指定鳥獣保護区	p224
(7)	傷病鳥獸救護事業実績	p225
(8)	鳥獣保護管理員の設置状況	p225
(9)	野生鳥獣飼養登録状況	p225
(10)	沖縄県内に生息する国内希少野生動 植物種 (103 種)	p226
(11)	狩猟免状取得状況及び狩猟者登録状 況(延べ)	p228
(12)	狩猟免状交付件数の内訳	p228
(13)	有害鳥獸捕獲実績	p228
(14)	市町村別自然公園面積	p229

	p194	(1	L 5)	自然公園施設等状況	p230
共用	p194	(1	16)	自然公園区域における許認可などの 状況	p231
k域	p198	(1	17)	自然公園利用状況	p231
下水	p204	1	L1	共通的・基盤的施策関係	p232
底	p206	(:	1)	環境影響評価の実施状況	p232
· (= _	P	(2	2)	公害苦情の受付状況等	p235
(魚	p207				
イ オ	p208	1	12	用語の解説	p237

13	環境についての問い合わせ先	p247
(1)	県の機関	p247
(2)	市町村環境担当部署一覧	p248

(1) 環境行政のあゆみ

昭和47年5月15日 本土復帰により、沖縄県庁が発足。

昭和 48 年 4 月 企画部に環境保全室を新設。同室において公害行政の総合企画及び調整並びに自 然保護行政を所管。公害の監視指導については厚生部環境衛生課(公害係)が所管。

昭和 49 年 4 月 環境保健部を設置。企画部環境保全室と厚生部環境衛生課(公害係)を廃止し、 新設された環境保健部に環境保全課、公害規制課、自然保護課を設置。

昭和 50 年4月 環境整備課の新設。環境保全課と公害規制課を統合して公害対策課に改称。

昭和 58 年4月 環境整備課が廃止。環境整備課環境整備係は公害対策課に移管。

昭和60年4月 環境整備係を環境衛生課へ移管。

平成5年4月 公害対策課を環境保全課へ、環境衛生課を生活衛生課へ改称。

平成8年4月 環境保全課を環境保全室へ改称。

平成 10 年 4 月 環境保健部を福祉保健部と文化環境部へ再編。福祉保健部には薬務衛生課、文化 環境部には環境保全室、自然保護課及び廃棄物対策課を設置。

平成 13 年 4 月 環境保全室を環境政策課と環境保全課へ改組。廃棄物対策課を環境整備課へ改称。

平成23年4月 文化環境部を環境生活部に再編。

平成 26 年 4 月 環境生活部を環境部と保健医療部及び子ども生活福祉部へ再編。環境政策課内に 基地環境特別対策室を設置。自然保護課を自然保護・緑化推進課へ再編。

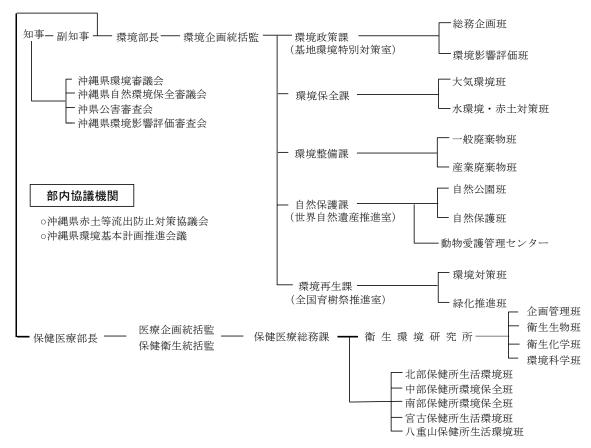
平成 28 年 4 月 環境政策課及び自然保護・緑化推進課を環境政策課、自然保護課及び環境再生課 へ再編。

平成 29 年 4 月 環境再生課内に全国育樹祭準備室を設置。

平成 30 年 4 月 自然保護課内に世界自然遺産推進室を設置。全国育樹祭準備室を全国育樹祭推進室へ再編。

令和2年3月 全国育樹祭推進室を廃止。

(2) 環境保全に係る行政組織(平成31年4月1日現在)



(3) 環境関係各種審議会

ア 沖縄県環境審議会

沖縄県環境審議会は、県における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境 基本法 (平成5年法律第91号) 第43条第2項及び沖縄県環境審議会条例(昭和47年条例第 103号)に基づき設置されています。

委員は、学識経験者5名、公益代表者3名、住民代表者2名、産業界代表者4名及び行政関係者2名の計16名が選任されており、任期は2年となっています。

イ 沖縄県自然環境保全審議会

沖縄県自然環境保全審議会は、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条及び沖縄県 自然環境保全審議会条例(昭和 48 年沖縄県条例第 55 号)に基づき設置されています。

審議事項は、自然公園法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、温泉法、 沖縄県自然環境保全条例、沖縄県立自然公園条例の規定によりその権限に属せられた事項及び 自然環境の保全に関する重要事項です。

審議会組織は、学識経験者及び住民代表からなる 15 名の委員で構成し、自然環境・鳥獣部会、 自然公園・温泉部会の 2 各部会があります。

ウ 沖縄県公害審査会

沖縄県公害審査会は、公害に係る紛争の迅速かつ適切な解決を図るため、公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 条)及び沖縄県附属機関設置条例(昭和 47 年条例第 50 条)に基づき、昭和 47 年 5 月 15 日に設置されています。

現在、委員は弁護士3人、大学教授等5人、医師1人、薬剤師1人、保健師1人の計11人が 任命されており、任期は3年となっています。

工 沖縄県環境影響評価審査会

沖縄県環境影響評価審査会は、環境影響評価及び事後調査に関する技術的な事項を調査審議するため、沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第51条に基づき設置されています。その組織及び運営に関し必要な事項は同条例及び沖縄県環境影響評価条例施行規則(平成13年沖縄県規則第87号)で定めています。

委員は、学識経験者のうちから13名以内で構成し任期は3年となっています。

沖縄県環境審議会委員名簿

任期(平成29年2月8日~平成31年2月7日)

	氏	名	代表区分	現職名	備考
1	新垣	たけみつ	学識経験者	琉球大学教授 (環境分析化学)	
2	おかわ	*************************************	IJ	沖縄国際大学教授 (人文地理学)	
3	小野	vəz 尋子	IJ	琉球大学准教授 (都市計画)	
4	たけむら 竹村	あきひろ 明洋	IJ	琉球大学教授 (サンゴ礁生物生理学)	
5	やまかわ	がそこ 彩子	IJ	沖縄国際大学准教授 (基礎生物学)	
6	rhtis 中村	てるみ 照美	公益代表者	沖縄弁護士会 会員	
7	比嘉	光子	IJ	沖縄県婦人連合会 理事	
8	みやざと 宮里	**** 達也	IJ	沖縄県医師会 会員	
9	きんじよう 金城	まゆみ	住民代表者	NPO法人職員(環境カウンセラー)	公募
10	世谷	麻夕	IJ	しかたに自然案内 主宰	公募
11	ままさと 安里	せいいち 成一	産業界代表者	沖縄県産業資源循環協会 会長	
12	おおしろ大城	っとむ 勉	IJ	沖縄県農業協同組合 代表理事理事長	
13	小林	から	IJ	沖縄経済同友会 準会員	
14	福治	嗣夫	IJ	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事	
15	できる機	かずや 一也	行政関係	内閣府沖縄総合事務局 総務部長	
16	みやもと 宮本	伸二	11	第十一管区海上保安本部 警備救難部長	

任期(平成31年2月14日~令和3年2月13日)

	氏 名	代表区分	現職名	備考
1	新垣 雄光	学識経験者	琉球大学教授 (環境分析化学)	
2	羽田 麻美	11	琉球大学准教授 (自然地理学)	
3	ップラン カラン 小野 尋子	11	琉球大学准教授 (都市計画)	
4	たけむら あきひろ 竹村 明洋	11	琉球大学教授 (サンゴ礁生物生理学)	
5	やまかわ あやこ 山川 彩子	11	沖縄国際大学准教授 (基礎生物学)	
6	赤嶺朝子	公益代表者	沖縄弁護士会 会員	
7	ょなしる よねこ 与那城 米子	11	沖縄県婦人連合会 副会長	
8	みやざと たっや 宮里 達也	11	沖縄県医師会 副会員	
9	きんじょう まゆみ 金城 まゆみ	住民代表者	NPO法人職員(環境カウンセラー)	公 募
10	************************************	"	「環境から健康を考える会」エコット	公募
11	赤嶺 太介	産業界代表者	沖縄県産業資源循環協会 会長	
12	前田 典男	II	沖縄県農業協同組合 代表専務理事	
13	ジョンソン 美枝	IJ	沖縄経済同友会 準会員	
14	福治 嗣夫	IJ	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事	
15	大山 研次	行政関係	内閣府沖縄総合事務局 調査企画課長	
16	まりかわ みつき 冨里川 光樹	11	第十一管区海上保安本部 環境防災課長	

沖縄県自然環境保全審議会委員名簿

任期(平成29年8月30日~令和元年8月29日)

	氏 名	代表区分	現職名	備考 (専門分野)
1	でんだ てつお 傳田 哲郎	学識経験者	琉球大学理学部教授	植物分類学
2	伊澤 雅子	IJ	琉球大学理学部教授	保全生物学
3	上江洲	IJ	沖縄国際大学経済学部教授	都市環境学
4	神谷大介	IJ	琉球大学工学部准教授	土木計画学
5	立田 晴記	IJ	琉球大学農学部教授	昆虫学
6	土岐知弘	JJ	琉球大学理学部准教授	地球化学
7	なかそね かずのり 仲宗根 和則	JJ	医師	医学
8	からせ たかし 廣瀬 孝	JJ	琉球大学国際地域創造学部教授	水文地理学
9	東岡礼治	JJ	環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長	自然保護行政
10	g 俊輔	IJ	林野庁九州森林管理局 沖縄森林管理署長	森林行政
1.1	Option 1	"	内閣府沖縄総合事務局経済産業部 環境資源課長	鉱業行政
11	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	"	※人事異動に伴い令和元年8月9日より引野氏に変更	
12	^{なかみね} ま 5 こ 仲嶺 マチ子	住民代表者	獣医師	獣医学
13	喜多 自然	IJ	弁護士	法律

14	宮城 敦子	11	沖縄県薬剤師会理事	薬学
15	したじ かつひと 下地 克人	IJ	会社員	一般公募

任期(令和元年10月1日~令和3年9月30日)

	氏 名	化	現職名	備考(専門分野)
		代表区分	現る名	1個名(号门刀到)
1	でんだ てつお 傳田 哲郎	学識経験者	琉球大学理学部教授	植物分類学
2	佐々木 健志	"	琉球大学博物館助教授	生物学
3	う ぇ ず かおる 上江洲 薫	IJ	沖縄国際大学経済学部教授	都市環境学
4	ポッ ひろこ 小野 尋子	"	琉球大学工学部准教授	建築学
5	たった はるき 立田 晴記	IJ	琉球大学農学部教授	昆虫学
6	棚原 朗	IJ	琉球大学理学部教授	分析化学
7	かそね かずのり 仲宗根 和則	IJ	医師	医学
8	からせ たかし 廣瀬 孝	IJ	琉球大学国際地域創造学部教授	水文地理学
9	東岡礼治	IJ	環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長	自然保護行政
10	宮俊輔	JJ	林野庁九州森林管理局 沖縄森林管理署長	森林行政
11	引野 龍一	IJ	内閣府沖縄総合事務局経済産業部 環境資源課長	鉱業行政
12	安里 左知子	住民代表者	獣医師	獣医学
13	喜多 自然	IJ	弁護士	法律
14	^{しまぶくろ} 島袋 さゆり	IJ	薬剤師	薬学
15	下地 克人	IJ	会社員	一般公募

沖縄県公害審査会委員名簿

任期(平成28年8月9日~令和元年8月8日)

	役 職	氏 名	職名
1		阿波連 由美子	沖縄県看護協会副会長(保健師)
2		大森 保	琉球大学名誉教授(分析化学)
3		きかい かずひと 酒井 一人	琉球大学教授(地域工業農学)
4		我喜屋 美香	沖縄県薬剤師会理事(薬剤師)
5	会 長	加藤裕	弁護士
6		ehulling tite 金城 忠雄	医師
7		渡嘉敷 健	琉球大学准教授(音響工学)
8		原田 育美	弁護士
9		*************************************	沖縄国際大学准教授(心理学)
10	会長代理	やまさき ひでお 山﨑 秀雄	琉球大学教授(環境生物学)
11		横江紫	弁護士

任期(令和元年8月9日~令和4年8月8日)

	役 職	氏 名	職名
1		赤嶺朝子	弁護士
2		安里英治	琉球大学教授(分析化学)
3		阿波連 由美子	沖縄県看護協会副会長(保健師・看護師)
4	会 長	**	弁護士
5		さかい かずひと 酒井 一人	琉球大学教授(地域工業農学)
6		渡嘉敷 健	琉球大学准教授(音響工学)
7		秀浦 由紀子	弁護士
8		新堂 志乃	沖縄国際大学准教授(心理学)
9		みやざと たっや 宮里 達也	沖縄県医師会副会長(医師)
10	会長代理	やまさき ひでお 山﨑 秀雄	琉球大学教授(環境生物学)
11		吉田 洋史	沖縄県薬剤師会理事(薬剤師)

沖縄県環境影響評価審査会委員名簿

任期(平成28年10月27日~令和元年10月26日)

	役 職	氏 名	職名	区 分
1	副会長	つつみ じゅんいちろう 堤 純一郎	琉球大学工学部教授	大気環境
2		酒井 一人	琉球大学農学部教授	
3		大出 茂	元琉球大学教授	水環境
4		ゅう へいぞう 仲座 栄三	琉球大学工学部教授	
5		まえかど あきら 前門 晃	琉球大学名誉教授	地形・地質
6	会 長	宮城邦治	沖縄国際大学名誉教授	7+1+=11.
7		をなった 健志	琉球大学博物館(風樹館)学芸員	陸域動物
8		立原 一憲	琉球大学理学部准教授	陸・海域動物
9		新城 和治	元琉球大学教授	7+1+++
10		でんだ てつお 傳田 哲郎	琉球大学理学部教授	陸域植物
11		す だ しょういちろう 須田 彰 一郎	琉球大学理学部教授	海域植物
12		T in Assa 日高 道雄	琉球大学名誉教授	海域動物
13		小野。尋子	琉球大学工学部准教授	景観

任期(令和元年10月28日~令和4年10月27日)

	役 職	氏 名	職名	区分
1	副会長	つつみ じゅんいちろう 堤 純一郎	琉球大学工学部教授	大気環境
2		^{ひろせ たかし}	琉球大学国際地域創造学部教授	水環境

3		たなはら あきら 棚原 朗	琉球大学理学部教授	水環境
4		*************************************	琉球大学名誉教授	地形・地質
5	会 長	宮城邦治	沖縄国際大学名誉教授	17+ 1-4-41 HV
6		佐々木 健志	琉球大学博物館(風樹館)助教	陸域動物
7		立原一憲	琉球大学理学部准教授	陸・海域動物
8		新城 和治	元琉球大学教授	
9		でんだ てつお 傳 田 哲郎	琉球大学理学部教授	陸域植物
10		久保田 康裕	琉球大学理学部教授	
11		まれた。 しょういちろう 須田 彰 一郎	琉球大学理学部教授	海域植物
12		T E 道雄	琉球大学名誉教授	海域動物
13		安里 直美	琉球大学非常勤講師	景観

(4) 環境年表

年 月 日	事 項
昭和 47 年 5月15日	○本土復帰により琉球政府が廃止され、沖縄県庁が発足
	○沖縄県公害防止条例(沖縄県条例第 58 号)制定
	○沖縄県附属機関設置条例(沖縄県条例第 50 号)の制定により、沖縄県公害審査会を設置
同年 9月 4日	○沖縄県公害防止条例施行規則(沖縄県規則第139号)制定
	○沖縄県公害の規制基準等に関する規則(沖縄県規則第 140 号)制定
同年 9月 9日	○沖縄県公害対策審議会条例(沖縄県条例第 103 号)制定
	○沖縄県水質審議会条例(沖縄県条例第 104 号)制定
昭和 48 年 4 月 1 日	○環境保全行政について、企画部の環境保全室が環境保全対策の総合企画及び調整を主な所掌
	事務とし、厚生部の環境衛生課が公害防止の所掌事務を行うこととなった。また、公害の技
	術部である公害衛生研究所を沖縄県公害衛生研究所と改称して、公害防止のための調査、研
	究業務を行うこととなった。
同年 4月 2日	○沖縄県放射能対策本部設置規程(沖縄県訓令第10号)制定
同年 7月23日	○沖縄県公害審査会の紛争処理の手続きに要する費用に関する条例(沖縄県条例第56号)制定
同年 9月 7日	○赤土等流出防止対策協議会設置規程(沖縄県訓令第22号)制定
同年11月15日	○沖縄県公害審査会規則(沖縄県規則第87号)制定
	○沖縄県公害審査会の手数料の納付の方法及び減免等に関する規則(沖縄県規則第88号)制定
昭和49年3月1日	○騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により、特定工場等において発生
	する騒音、特定建設作業からの騒音を規制する地域の指定(沖縄県告示第 73 号)、同年4月
	1日施行(指定地域)名護市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、
同年 3月 1日	糸満市、平良市、石垣市及び豊見城村
	○騒音規定法第4条第1項の規定により、昭和49年沖縄県告示第73号により指定された地域
	について特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定(沖縄県告示第74号)、同年4
	月1日施行
	○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第1
	号)の別表第1号の規定に基づく区域の指定(沖縄県告示第75号)、同年4月1日施行
昭和49年3月4日	〇公害対策基準法(昭和 42 年法律第 132 号) 第 9 条の規定に基づき国場川及び比謝川の公共用
	水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の指定(沖縄県告示第 78 号)

年 月 日	事項
昭和49年4月1日	○多様化する環境行政に対応するために環境保全室と環境衛生課の公害係を廃止し、新設され
	た環境保健部に環境保全課、公害規制課、自然保護課を新設して環境問題の解決にあたることになった。
同年 9月24日	○沖縄県行政組織規則(昭和 49 年沖縄県規則第 18 号)第 107 条第 1 項の規定に基づき設置された、沖縄県公害対策連絡協議会の運営規程(沖縄県訓令第 33 号)制定
同年10月1日	○公害監視船(ひまわり) 15 t 乗組員 4 人を公害規制課へ配置し、金武湾一帯の監視パトロールにあたる。
同年 7月23日	 ○沖縄県公害審査会の紛争処理の手続きに要する費用に関する条例(沖縄県条例第 56 号)制定
昭和 50 年 3 月 6 日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政 令(昭和46年政令第159号)第1項の規定により、金武湾、中城湾、与勝海域、北部西海岸 流入河川(満名川)及び福地川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型 の指定(沖縄県告示第79号)
同年 4月 1日	○総合的・積極的かつ敏速適切に環境行政を推進、強化するため、環境保全課と公害規制課を 統合して公害対策課に改称 又、新たに環境整備課を設置し、公害対策課に特殊公害係を設 置
同年 7月 9日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(沖縄県条例第37号)制 定(国場川、比謝川に係る上乗せ排水基準の設定)
同年 9月18日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水質及び地域の指定権限の委任に関する政 令第1項の規定により、天願川(川崎川を含む)の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環 境基準の水域類型の指定(沖縄県告示第395号)
昭和 51 年 3月15日	○沖縄県公害防止条例(昭和 47 年沖縄県条例第 58 号)の全部改正(沖縄県条例第 2 号)、同年 9月14日施行
同年 3月18日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、那覇港海域、名護湾海域、漢那川、羽地大川及び我部祖河川水系の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(沖縄県告示第82号)
同年 4月 1日	○沖縄県行政組織規則第 107 条第 2 項に定める沖縄県米軍基地環境科学委員会の運営規程(沖縄県訓令第 8 号)制定
同年 8月 5日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正(沖縄県条例 第27号)(天願川、中城湾、与勝海域、金武湾に係る上乗せ排水基準の設定)
同年 9月13日	○沖縄県公害防止条例施行規則(昭和 47 年沖縄県規則第 139 号)の全部改正(沖縄県規則第 31 号)、同年 9 月 14 日施行
同年10月14日	○沖縄県公害防止条例施行規則の一部改正(沖縄県規則第 38 号)
昭和 52 年 4 月 25 日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、北部東海岸流入河川(新川川、安波川、普久川)、汀良川、宮古海域(平良港海域)及び八重山海域(石垣港海域、川平湾海域)の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(沖縄県告示第193号)
同年 6月20日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正(沖縄県条例
P3 1 0 /1 20 H	第 24 号) (羽地大川、我部祖河川、名護湾に係る上乗せ排水基準の設定)
昭和53年3月1日	○悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 3条の規定による工場その他の事業場における事業
	活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び同法第3条の規定による当
	該規制地域について規制基準の設定(沖縄県告示第 87 号)、同年4月1日施行(規制地域)
	名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、糸満市、平良市、石垣市、
	与那城村、北中城村、中城村及び西原村

年 月 日	事項
昭和 53 年 5 月 15 日	○沖縄県公害の規制基準等に関する規則(昭和 47 年沖縄県規則第 140 号)の廃止
	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政
	令第1項の規定により、北部東海岸流入河川(新川川、安波川、普久川)、汀良川、宮古海域
	(平良港海域) 及び八重山海域(石垣港海域、川平湾海域)の公共用水域が該当する水質汚
	濁に係る環境基準の水域類型の指定(沖縄県告示第 193 号)
同年 6月24日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正(沖縄県条例
	第 24 号) (羽地大川、我部祖河川、名護湾に係る上乗せ排水基準の設定)
昭和54年3月1日	○昭和 53 年沖縄県告示第 87 号(悪臭規制地域の指定及び規制基準の設定)の一部を改正する
日年 2月 0日	告示(沖縄県告示第 78 号)制定、同年 4 月 1 日施行 ○沖縄県公害防止条例施行規則の一部改正(沖縄県規則第 6 号)、同年 4 月 1 日施行
四千 3月 6日	○経音規制法に基づく規制地域及び特定工場において発生する騒音の規制基準、特定建設作業
	に伴って発生する騒音の規制基準に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命
	令に基づく区域及び時間の指定並びに昭和49年沖縄県告示第73号、第74号、第75号の廃
	止 (沖縄県告示第 95 号)、同年 4 月 1 日施行
	│ ○振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第3条第1項の規定に基づく規制地域及び同法第4条
	第1項の規定に基づく規制基準、同法施行規則別表第1の付表に基づく指定区域並びに府令
	別表第2の規定に基づく区域及び時間の指定(沖縄県告示第96号)制定、同年4月1日施行
同年 4月 9日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政
	令第1項の規定により、報得川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型
	の指定(沖縄県告示第 166 号)
同年 9月29日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正(沖縄県条例
	第32号)(報得川に係る上乗せ排水基準の設定)
昭和 55 年 5月19日	
同任 6月19日	(沖縄県訓令第 24 号) ○公害対策基本法第 9 条第 2 項及び環境基準に係る水域及び指定権限の委任に関する政令第 1
同年 0万12日	項の規定により、牧港川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定
	(沖縄県告示第 377 号)
昭和 56 年 4月18日	○新公害監視船(こんぺき)38.82 t 完成
昭和 57 年 3月25日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(昭和54年沖縄県告示第9号)の一
	部改正(沖縄県告示第184号)、同年5月1日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の指定(昭和 54 年沖縄県告示第 96 号)の
	一部改正(沖縄県告示第 185 号)、同年 5 月 1 日施行
	○悪臭規制地域の指定及び規制基準の設定(昭和 53 年沖縄県告示第 87 号)の一部改正(沖縄
	県告示第 186 号)、同年 5 月 1 日施行
同年 6月 3日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政
	令第1項の規定により、羽地内海の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類
W 57 F 7 F 10 F	型の指定(沖縄県告示第 318 号)
昭和57年7月12日	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政 会第1項の担実により、辺野専用の公共用水域が禁氷さる水原汚濁に係る環境は進足水域類
	令第1項の規定により、辺野喜川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準に水域類型の指定(沖縄県告示第373号)
同年10 日98 日	□ 空の相足(仲縄県吉小弟 3/3 を) □ ○沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則(沖縄県規則第 51 号)の公布(第 107 号第 2 項の
h-1-10 /1 20 H	表中沖縄米軍基地環境科学委員会の項を削る)、同年11月1日施行
同年11月15日	○沖縄県米軍基地環境科学委員会規程を廃止する訓令(沖縄県訓令第 20 号)、同年 11 月 15 日
	施行
昭和 58 年 3月28日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定に基づき、那覇空
	港周辺地域について、航空機騒音に係る地域類型あてはめの設定(沖縄県告示第 209 号)

年 月 日	事項
昭和 58 年 4月 1日	○国の行政改革との関連から県は昭和58年度組織定数の見直し及び組織の統廃合を実施、その
	結果環境整備課が廃止され、当該課の環境整備係が公害対策課に移管
昭和60年4月1日	○組織改正により、公害対策課の環境整備係が環境衛生課に移管
同年 4月 5日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(昭和 54 年沖縄県告示第 95 号)の
	一部改正(沖縄県告示第327号)、同年5月1日から施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(昭和 54 年沖縄県告示第 96 号)の
	一部改正(沖縄県告示第328号)、同年5月1日から施行
	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定(昭和 53 年沖縄県告示第 87 号)の
	一部改正(沖縄県告示第329号)、同年5月1日から施行
昭和61年1月12日	○沖縄県水質審議会を廃止する条例により沖縄県水質審議会を廃止、同年1月12日より施行
同年 2月28日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(昭和 54 年沖縄県告示第
	95号)の一部改正(沖縄県告示第 129号)、同年 4月 1日から施行
	○振動規制に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示 (昭和 54 年沖縄県告示第 96
	号)の一部改正(沖縄県告示第130号)、同年4月1日から施行
同年 3月13日	○赤土等流出防止対策協議会設置規程に基づき、沖縄県赤土等流出防止対策協議会を設置、同
	年4月1日発足
	○沖縄県放射能対策本部設置規程(沖縄県訓令第10号)を廃止、沖縄県部内協議機関設置規程
	に基づき、沖縄県放射能対策本部を設置、同年4月1日発足
同年 7月 8日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(昭和 54 年沖縄県告示第
	95号)の一部改正(沖縄県告示第 467号)、同年8月8日施行
	○悪臭防止に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(昭和53年沖縄県告示第87
	号)の一部改正(沖縄県告示第468号)、同年8月8日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(昭和 54 年沖縄県告示第
	96号)の一部改正(沖縄県告示第469号)、同年8月8日施行
	○沖縄県河川浄化対策連絡協議会の設置(同年4月1日発足)
	○特殊公害係を環境管理係に名称変更
同年10月2日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(昭和 54 年沖縄県告示第
	95 号)の一部改正(沖縄県告示第 735 号)、同年 11 月 2 日施行 ○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(昭和 54 年沖縄県告示第
	96 号)の一部改正(沖縄県告示第 936 号)、同年 11 月 2 日施行 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示(昭和 53 年沖縄県告示第
	87 号)の一部改正(沖縄県告示第937号)、同年11月2日施行
同年11月5日	○第 53 回全国公害行政協議会の開催
	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定に基づき、嘉手納
нд (н 05 — 2); 10 н	飛行場及び普天間飛行場周辺地域について、航空機騒音に係る環境基準に係る地域の類型あ
	てはめの設定(沖縄県告示第107号)
同年 3月25日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、源河川の
141 07120 A	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(沖縄県告示第269号)
同年 6月 9日	○沖縄県公害対策審議会委員(15名)委嘱
	○「新石垣空港建設に係る埋立事業環境影響評価準備書」に対する知事意見公表
	○環境管理計画策定に係る意見を求める為、沖縄県環境管理計画基本構想懇談会を設置
平成元年 2月10日	○沖縄県環境管理計画基本構想懇談会委員(15 名)委嘱
	○公害対策基本法第9条第2項及び環境基準に係る水質及び地域の指定権限の委任に関する政
	令第2項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型の指定(沖縄県告示第274号)(那覇
	市及び浦添市)
同年 4月 8日	○沖縄県公害審査会委員(9名)委嘱
<u> </u>	

年 月 日	事項
平成元年 4月25日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第1項の規定により、平南川、
	大保川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定(沖縄県告示第 368 号)
同年10月18日	○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正(沖縄県条例
	第31号) (平南川、大保川水域に係る上乗せ排水基準の設定)
同年12月15日	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
	第 883 号)、平成 2 年 1 月 15 日施行
	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
	第884号)、平成2年1月15日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示 第885号)、平成2年1月15日施行
平成9年 1月16日	第 000 万八、十成 2 平 1 万 10 口 m17 ○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第 1 項の規定により、宮良川、
	名蔵川の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定(沖縄県告示第51号)
同年 2月 2日	○沖縄県部内協議機関設置規程の一部を改正、沖縄県環境管理計画策定連絡協議会を設置(同
	日発足)
同年 3月15日	○沖縄県環境保全基金条例 (沖縄県条例第2号) の制定、同日施行、同年3月30日当該基金 (4
	億円)造成
同年 3月23日	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定により、騒音に係
	る環境基準の地域類型指定(沖縄県告示第 329 号)(沖縄市、宜野湾市、具志川市、石川市及
	び糸満市)
	○沖縄県公害対策審議会委員(15 名)委嘱
	○地域環境センター開所 ○環境アドバイザー (1名)及び地域環境保全活動推進員 (10名)委嘱
平成 4 年 1 月 14 日	○「中城湾港公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書」に対する知事意見公表
	○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定により、騒音に係
	る環境基準の地域類型指定(沖縄県告示第 120 号)(名護市、平良市、石垣市、南風原町、佐
	敷町、東風平町、与那原町、西原町、豊見城村及び読谷村)
同年 8月 4日	○沖縄県公害審査会委員(10名)委嘱
同年 8月18日	○沖縄県環境影響評価規程告示、平成5年2月1日施行
平成4年 9月22日	○水質汚濁防止法第 14 条の 6 第 1 項の規定により生活排水対策重点地域の指定(沖縄県告示第 768 号)
	国場川流域生活排水対策重点地域 那覇市、南風原町、東風平町、豊見城村及び大里村の全域
	(下水道処理区域を除く)
	天願川流域生活排水対策重点地域 具志川市の全域(下水道処理区域を除く)
141237422	○沖縄県環境影響評価規程実施要領策定 ○沖縄県環境影響評価規程実施要領策定
	○沖縄県環境影響評価技術指針策定 ○沖縄県環境管理計画基本構想策定
	○公害対策課が環境保全課に、環境衛生課が生活衛生課に改組
	○沖縄県環境管理計画策定
	○公害衛生研究所が衛生環境研究所に改組
同年 7月22日	○沖縄県公害対策審議会条例及び沖縄県公害防止条例の一部を改正する条例制定により、公害
	対策審議会が環境審議会へ改称、同年8月1日施行
同年10月20日	○沖縄県赤土等流出防止条例(沖縄県条例第 36 号)制定
	○沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則(沖縄県規制第 56 号)の公布(第 50 条第 16 号、
	第 241 号第 1 号表中の公害対策審議会を環境審議会へ改称)
平成7年8月4日	○沖縄県公害審査会委員(15名)委嘱

年 月 日	事項
平成7年10月9日	○沖縄県赤土等流出防止条例施行規則(沖縄県規則第64号)制定
同年10月15日	○沖縄県赤土等流出防止条例施行
平成8年2月23日	○水質汚濁防止法第14条の6第1項の規定により生活排水対策重点地域の指定(沖縄県告示第
	169 号)
	糸満市 糸満市の全域(下水道処理区域を除く)
同年 2月29日	○沖縄県環境審議会委員(16名)委嘱
·	○環境保全課が環境保全室へ改組
平成9年3月25日	○水質汚濁防止法第 14 条の 6 第 1 項の規定により生活排水対策重点地域の指定(沖縄県告示第 272 号)
	○牧港川・宇地泊川流域生活排水対策重点地域 浦添市、宜野湾市、西原町及び中城村の全域 (下水道処理区域を除く)
平成 10 年 2月27日	○水質汚濁防止法第 14 条の 7 第 1 項の規定により生活排水対策重点地域の指定(沖縄県告示第 160 号)
	比謝川流域生活排水対策重点地域 沖縄市、嘉手納町及び読谷村の全域(下水道処理区域を除く)
	雄樋川流域生活排水対策重点地域 東風平町、大里村、具志頭村及び玉城村の全域(下水道処理区域を除く)
同年 4月 1日	○環境保健部が福祉保健部と文化環境部へ組織再編され、福祉保健部には薬務衛生課、文化環
	境部には環境保全室、自然保護課及び廃棄物対策課を設置
平成 11 年 3月30日	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
	第 290 号)、平成 11 年 7 月 1 日施行
	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示 第 291 号)、平成 11 年 7 月 1 日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
	第 292 号)、平成 11 年 7 月 1 日施行
	○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正(沖縄県告示第 293 号)、平 11 年 7 月 1 日 施行
同年 5月27日	○沖縄県環境率先実行計画策定
平成 12 年 3月31日	○沖縄県環境基本条例制定
同年12月27日	○沖縄県環境影響評価条例制定
平成 13 年 4月 1日	○環境保全室が環境政策課と環境保全課に、廃棄物対策課が環境整備課に改組
同年 7月10日	○沖縄県環境影響評価審査会委員(13 名)委嘱
同年11月1日	○沖縄県環境影響評価条例全面施行
平成 14 年 3 月	○廃棄物処理計画策定
	○ちゅら島環境美化条例(沖縄県条例第 13 号)公布
	○ちゅら島環境美化条例施行(但し、第8条、第15条及び第16条(罰則に係る規定)を除く)
同年 8月24日	○復帰 30 周年記念事業「ちゅら島うちなー環境フェアー」の開催、入場者数 37,000 人県内の
	イベントで初めてゴミの分別を実施
包年10月04日	○おきなわアジェンダ21県民会議設立
	○沖縄県環境保全実施計画策定 (沖縄振興推進計画の分野別計画) ○ たぬら 島環境美化条例会面拡行
	○ちゅら島環境美化条例全面施行○沖縄県環境基本計画策定
	○ 沖縄県地球温暖化対策地域推進計画策定
·	○沖縄県地球温暖化防止活動推進センター指定
	○沖縄県環境影響評価審査会委員(13 名) 委嘱
	○沖縄県地球温暖化防止活動推進員(35 名)委嘱

年 月 日	事項
平成 17 年 2月25 日	○本庁行政棟においてISO14001を認証取得
同年 7月26日	○沖縄県産業廃棄物税条例(沖縄県条例第37号)公布
同年10月26日	○沖縄県産業廃棄物税基金条例(沖縄県条例第 54 号)公布
平成 18 年 3 月 3 日	○沖縄県産業廃棄物税条例施行規則(沖縄県規則第5号)公布
同年 3月28日	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
	第 246 号)、平成 18 年 4 月 1 日施行
	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
	第 247 号)、平成 18 年 4 月 1 日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
	第 248 号)、平成 18 年 4 月 1 日施行
	○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正(沖縄県告示第 249 号)、平成 18 年 4 月 1
	日施行
同年 3月29日	○沖縄県環境教育推進方針策定
同年 4月 1日	○産業廃棄物税導入
同年12月	○廃棄物処理計画(第二期)策定
平成 19 年 8 月 4 日	○沖縄県公害審査会委員(12名)委嘱
同年 9月 5日	○沖縄県環境影響評価審査会委員(13 名)委嘱
同年 9月14日	○沖縄県環境審議会委員(15名)委嘱
平成 20 年 3月26日	○第3次沖縄県環境保全実施計画策定
同年12月26日	○公害防止条例の全部を改正し、沖縄県生活環境保全条例(沖縄県条例第43号)公布
平成 21 年 9月30日	○沖縄県公害防止条例施行規則の全部を改正し、沖縄県生活環境保全条例施行規則(沖縄県規
	則第 31 号) 公布
同年10月1日	○沖縄県生活環境保全条例及び施行規則施行
平成 22 年 2 月 1 日	○沖縄県環境審議会委員(16名)委嘱
同年 8月 4日	○沖縄県公害審査会委員(12名)委嘱
同年 9月10日	
平成 23 年 3 月	○廃棄物処理計画(第三期)策定
平成 23 年 3月25日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示 第 181 号)、平成 23 年 7 月 1 日施行
	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
	第 182 号)、平成 23 年 7 月 1 日施行
	○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正(沖縄県告示第 183 号)、平成 23 年 7 月 1 日施行
	○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
	第 184 号)、平成 23 年 7 月 1 日施行
同年 3月28日	○沖縄県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定
同年 4月 1日	○文化環境部から環境生活部へ組織再編
平成 24 年10 月 1 日	○沖縄県環境審議会委員(16名)委嘱
平成 25 年 3月 6日	○沖縄県環境整備センター(株)設立
同年 3月28日	○第2次沖縄県環境基本計画策定
同年 3月29日	○生物多様性おきなわ戦略策定
同年 3月30日	○沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例(沖縄県条例第 15 号)、平成 26 年 2 月 1 日施
	行。主な改正点は、配慮書手続、風力発電所の追加等
同年 4月 1日	○那覇市が中核市に移行したことに伴い、沖縄県中央保健所が廃止され、那覇市保健所が設置
同年 8月 5日	○沖縄県公害審査会委員(12名)委嘱
同年 9月 2日	○沖縄県赤土等流出防止対策基本計画策定

年月	日	事項
平成 25 年 9月	12 日	○沖縄県環境影響評価審査会委員(13 名)委嘱
同年12月	27 日	○沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(沖縄県規則第 96 号)、平成 26 年
		2月1日施行
		○沖縄県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示(沖縄県告示第 665 号)、平成 26 年 2 月
		1 日施行
平成 26 年 3月	5 目	○慶良間諸島及びその周辺海域が慶良間諸島国立公園として指定
同年 4月	1日	○環境生活部が環境部へ組織再編
		○基地環境特別対策室を環境政策課内に設置
		○自然保護課が自然保護・緑化推進課へ組織再編
同年 6月	27 日	○沖縄県環境教育等推進行動計画策定
同年 8月	28 日	○九州ブロック環境担当部局長会議の沖縄開催
同年12月	25 日	○沖縄県環境審議会委員(16名)委嘱
同年12月	26 日	○沖縄県再生可能エネルギー等導入推進基金条例制定
平成 27 年 3月		○沖縄県自然環境再生指針策定
同年 3月	26 日	○沖縄県赤土等流出防止対策行動計画策定
同年 5月	27 日	○沖縄県自然環境保全審議会委員(15 名)委嘱
同年 7月	17 日	○沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例(沖縄県条例第38号)及び同施行規則の一部
		を改正する規則(沖縄県規則第55号)、平成28年4月1日施行。主な改正点は、非飛散性石
		綿の規制の追加
同年11月	1日	〇公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例(平成27年沖縄
		県条例第39号)施行
平成 28 年 3 月		○廃棄物処理計画(第四期)策定
同年 3月	29 日	○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
		第 193 号)、平成 28 年 7 月 1 日施行
同年 3月	29 日	○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
		第 194 号)、平成 28 年 7 月 1 日施行
		○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正(沖縄県告示第 195 号)、平成 28 年 7 月 1
		日施行
		○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部改正(沖縄県告示
		第 196 号)、平成 28 年 7 月 1 日施行
同年 4月	1日	○環境政策課及び自然保護・緑化推進課を環境政策課、自然保護課及び環境再生課へ組織再編
同年 8月	9日	○沖縄県公害審査会委員(11 名)委嘱
同年 9月	2日	○沖縄県、米国ハワイ州、韓国済州特別自治道間において「グリーンアイランドパートナーシ
		ップ設立に関する合意書」に署名
同年 9月	15 日	○国頭村、大宜味村、東村の一部及びその周辺海域がやんばる国立公園として指定
同年10月	27 日	○沖縄県環境影響評価審査会委員(13 名)委嘱
平成 29 年 2月	8日	○沖縄県環境審議会委員(16名)委嘱
同年 3月		○沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン策定
同年 4月	1 日	○環境再生課内に全国育樹祭準備室を設置
同年 8月	30 日	○沖縄県自然環境保全審議会委員(15 名)委嘱
平成 30 年 2月	22 日	○本庁行政棟においてISO14001を認証取得

年 月 日	事項
成 30 年 3月30日	○沖縄県環境保全基金条例の一部を改正する条例(沖縄県条例第 11 号)、平成 30 年 4 月 1 日施
	行。主な改正点は、基金の処分規定の追加
	○沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例(沖縄県条例第 10 号)、平成 30 年 10 月 1 日
	全面施行。主な改正点は、対象事業(土地の造成を伴う事業)の追加と放射性物質に係る適
	用除外規定の削除等
	○沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(沖縄県規則第 27 号)、平成 30 年
	10月1日全面施行
同年 4月 1日	○自然保護課内に世界自然遺産推進室を設置
	○全国育樹祭準備室が全国育樹祭推進室へ組織再編
同年 6月	○沖縄県外来種対策指針策定
同年 8月28日	○平成28年に署名した「グリーンアイランドパートナーシップ設立に関する合意書」に基づき
	第1回グローバルグリーンアイランドサミットフォーラムを韓国済州特別自治道で開催し、
	同合意書署名地域に中国海南省を加えた4地域で共同宣言を行いGGIS が発足
同年10月1日	○第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】策定
同年 6月	○沖縄県外来種対策指針策定
平成 31 年 2月14日	○沖縄県環境審議会委員(16名)委嘱
令和元年 8月 9日	○沖縄県公害審査会委員(11 名)委嘱
同年10月1日	○沖縄県自然環境保全審議会委員(15名)委嘱
同年10月28日	○沖縄県環境影響評価審査会委員(13名)委嘱
同年10月31日	○沖縄県希少野生動植物保護条例(沖縄県条例第46号)公布、令和2年11月1日全面施行
同年12月2日	○沖縄県環境整備センター(株)による公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「安和エコパー
	ク」が供用開始
同年12月14日	○「第43回全国育樹祭」の開催、14日に沖縄県平和創造の森でお手入れ行事、翌15日に沖縄
	コンベンションセンターで式典行事を開催
令和2年3月	○沖縄県外来種対策行動計画策定
	○全国育樹祭推進室を廃止

2 大気関係

(1) 大気汚染常時監視局·測定結果一覧

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定結果

(令和元年度)

測定局	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値 を超えた	が 0.1ppm 時間数	日平均値が 0.04ppm を超え た日数、その割合及び2日 以上連続したことの有無			日平均値 の 2%除 外値	長期的評価 による環境 基準の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日) (%) (有・無)			(ppm)	(O • ×)
名 護	8, 484	0.000	0. 011	0	0	0	0	無	0. 001	0
与那城	8, 618	0. 001	0. 0011	0	0	0	0	無	0.002	0
沖 縄	8, 269	0.000	0. 010	0	0	0	0	無	0.002	0
西原	8, 027	0.000	0. 012	0	0	0	0	無	0. 001	0
那 覇	8, 598	0.000	0.010	0	0	0	0	無	0. 002	0
石 垣	8, 463	0. 001	0.049	0	0	0	0	無	0.004	0

[※]日平均値の 2%除外値: 1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の 2%除外値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。

二酸化硫黄の経年変化

(単位:ppm)

381	定局	平成 2	7年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度	令和元年度		
刔	上 问	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	
名	護	0.000	0. 001	0. 001	0. 002	0.000	0. 001	0.000	0. 001	0.000	0. 001	
与	那城	0.000	0. 001	0.000	0. 001	0.000	0. 001	0.000	0. 001	0. 001	0. 002	
沖	縄	0. 001	0. 002	0. 001	0. 001	0.000	0. 001	0.000	0. 001	0.000	0. 002	
西	原	0. 001	0. 002	0. 001	0. 002	0. 001	0. 002	0. 001	0. 001	0.000	0. 001	
那	覇	0.000	0. 002	0.000	0. 001	0.000	0. 001	0.000	0. 002	0.000	0. 002	
石	垣	0. 000	0. 002	0. 001	0. 005	0. 001	0. 005	(0.001)	(0.003)	0. 001	0. 004	

[※]測定時間 6,000 時間未満の測定局の値は()で示し、参考値とする。

[※]長期的評価は測定時間 6,000 時間以上の測定局が対象となるため、6,000 時間未満の測定局の評価は「一」で表示し、()内の値は参考値とする。

イ 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果

(令和元年度)

測	測定局		測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	」 たおうた口数レスー以上() O6nnm をおうし		日平均値の 年間 98%値	長期的評価 による環境 基準の適否		
			(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(目)	(%)	(ppm)	(O • ×)
	名	護	8, 341	0. 002	0. 032	0	0	0	0	0. 005	0
	与那	阝城	8, 621	0. 001	0. 009	0	0	0	0	0. 002	0
静 亞	沖	縄	8, 520	0.004	0. 039	0	0	0	0	0. 010	0
般測定局	西	原	8, 619	0.004	0. 035	0	0	0	0	0.008	0
局	那	覇	8, 547	0. 005	0. 047	0	0	0	0	0. 010	0
	平	良	8, 383	0. 002	0. 031	0	0	0	0	0. 007	0
	石	垣	8, 409	0. 002	0. 057	0	0	0	0	0. 010	0
自	牧	港	8, 596	0.006	0. 052	0	0	0	0	0. 015	0
排局	松	尾	6, 792	0. 010	0. 055	0	0	0	0	0. 020	0

※日平均値の年間 98%値: 1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の 98%値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。

※自排局:自動車排出ガス測定局。

※長期的評価は測定時間 6,000 時間以上の測定局が対象となるため、6,000 時間未満の測定局の評価は「-」で表示し、()内の値は参考値とする。

二酸化窒素の経年変化

(単位:ppm)

38	則定周	2	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成3	80 年度	令和元年度	
/5	机化卢	ע	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値
	名	護	0. 003	0.008	0. 003	0. 007	0. 002	0. 005	0. 002	0. 005	0. 002	0. 005
	与别	11 城	0. 001	0. 002	0. 001	0. 003	0. 001	0. 003	0. 001	0. 003	0. 001	0. 002
фД —	沖	縄	0. 005	0. 010	0. 004	0. 010	0.004	0. 009	0.004	0. 010	0.004	0. 010
般測定局	西	原	0. 004	0. 011	0. 004	0.009	0.004	0. 007	0.004	0. 009	0.004	0. 008
嵩	那	覇	0. 007	0. 013	0. 006	0. 013	0.006	0. 011	0. 005	0. 012	0. 005	0. 010
	平	良	0. 002	0. 011	0. 002	0. 008	0. 001	0. 006	0. 002	0. 007	0. 002	0. 007
	石	垣	0. 002	0.006	0. 002	0. 007	0.002	0. 012	0.003	0. 004	0. 002	0. 010
自	牧	港	(0.011)	(0.025)	(0. 010)	(0. 022)	0.008	0. 017	0. 007	0. 015	0. 006	0. 015
自 排 局	松	尾	0. 018	0. 038	0. 016	0. 035	0. 014	0. 031	(0.011)	(0. 026)	0.010	0. 020

※測定時間 6,000 時間未満の測定局の値は()で示し、参考値とする。「一」は欠測を示す。

2 大気関係

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果

(令和元年度)

	測瓦	定局	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値		が 3 を超え その割合	えた日数	日平均値が 0.10mg/m3 を超えた日数、その割合及び 2日以上連続したことの有無		日平均値の 2%除外値	長期的評価 による環境 基準の適否
			(時間)	(mg/m3)	(mg/m3)	(時間)	(%)	(日) (%) (有・無			(mg/m3)	(O • ×)
	名	護	8, 402	0. 012	0. 057	0	0	0	0	無	0. 025	0
	与親	18城	8, 634	0. 020	0. 090	0	0	0	0	無	0. 045	0
— 奶	沖	縄	8, 477	0. 018	0. 088	0	0	0	0	無	0. 040	0
般測定局	西	原	8, 638	0. 017	0.060	0	0	0	0	無	0. 033	0
局	那	覇	8, 564	0. 020	0. 094	0	0	0	0	無	0. 044	0
	平	良	8, 286	0. 016	0. 117	0	0	0	0	無	0. 032	0
	石	垣	5, 335	(0.020)	(0. 122)	(0)	(0)	(0)	(0)	(無)	(0.042)	_
自制制	牧	港	8, 462	0. 020	0. 114	0	0	0	0	無	0. 038	0

- ※日平均値の 2%除外値: 1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の 2%除外値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。
- ※自排局:自動車排出ガス測定局。
- ※長期的評価は測定時間 6,000 時間以上の測定局が対象となるため、6,000 時間未満の測定局の評価は「一」で表示し、()内の値は参考値とする。

浮遊粒子状物質の経年変化

(単位:mg/m³)

	測되	官局	平成 2	27 年度	平成 2	28 年度	平成 2	29 年度	平成3	80 年度	令和	元年度
			年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值
	名	護	0. 017	0. 032	0. 014	0. 030	0. 014	0. 031	0. 015	0. 029	0. 012	0. 025
	与那	阝城	0. 017	0. 036	0. 017	0. 037	0. 018	0. 035	0. 018	0. 036	0. 020	0. 045
— <u> </u>	沖	縄	0. 018	0. 038	0. 017	0. 036	0. 018	0. 038	0. 018	0. 037	0. 018	0. 040
般測定局	西	原	0. 018	0. 036	0. 017	0. 037	0. 016	0. 030	0. 016	0. 033	0. 017	0. 033
局	那	覇	0. 022	0. 047	0. 021	0. 043	0. 020	0. 043	0. 019	0. 045	0. 020	0. 044
	平	良	0. 016	0. 035	0. 015	0. 035	0. 017	0. 030	(0. 015)	(0. 033)	0. 016	0. 032
	石	垣	0. 019	0. 033	0. 018	0. 034	0. 014	0. 030	(0. 019)	(0. 034)	(0. 020)	(0. 042)
朗桐	牧	港	_	_	0. 015	0. 031	0. 014	0. 028	0. 017	0. 032	0. 020	0. 038

※測定時間 6,000 時間未満の測定局の値は()で示し、参考値とする。「一」は欠測を示す。

エ 一酸化炭素

一酸化炭素の測定結果

(令和元年度)

測定局	測定時間	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値の 均値が 20p た回数とそ		日数、		m を超えた 及び 2 日以 D有無	日平均値 の 2%除 外値	長期的評価 による環境 基準の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(回数)	(%)	(日)	(%)	(有・無)	(ppm)	(O • ×)
那 覇	8, 545	0. 2	1. 6	0	0	0	0	無	0. 4	0
松尾	6, 453	0. 3	3. 7	0	0	0	0	無	0. 6	0

[※]日平均値の 2%除外値: 1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の 2%除外値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。

一酸化炭素の経年変化

(単位:ppm)

3	測定局		平成 2	7年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 3	0 年度	令和元年度	
15		. /PJ	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值	年平均値	2%除外值
尹	ß	覇	0. 2	0.5	0. 2	0.5	0. 2	0.4	0. 2	0. 4	0. 2	0. 4
杜	7	尾	0.4	0. 9	(0.4)	(0.8)	0. 4	0. 7	0.3	0. 6	0.3	0. 6

[※]測定時間 6,000 時間未満の測定局の値は()で示し、参考値とする。

オ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果

(令和元年度)

測定局	測定	時間	昼間の 1 時間値の 年平均	昼間の 1 時間値の 最高値				1 時間値 opm を超 なと時間	環境基準の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(O • ×)
名 護	360	5, 327	0. 032	0. 076	12	74	0	0	×
与 那 城	363	5, 415	0. 032	0. 073	19	105	0	0	×
沖 縄	360	5, 364	0. 032	0. 076	17	97	0	0	×
那 覇	365	5, 439	0. 033	0. 081	30	186	0	0	×
糸 満	363	5, 388	0. 037	0. 088	33	225	0	0	×
平 良	318	4, 691	0. 034	0. 077	20	127	0	0	×
石 垣	317	4, 651	0. 030	0. 078	12	67	0	0	×

^{※「}昼間」とは5時から20時までの時間帯をいう。

[※]那覇局は一般大気測定局であり、松尾局は自動車排出ガス測定局である。

[※]環境基準が「1時間値が0.06ppm以下であること。」から、昼間の1時間値が1つでも0.06ppmを超えた場合は、 環境基準の適否が「×」と評価される。

2 大気関係

光化学オキシダントの経年変化

(単位:ppm)

		平成 2	7 年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度	令和元年度	
測足	官局	年平均値	昼間の1時間の最高値								
名	護	0. 031	0. 078	0. 030	0. 079	0. 035	0. 094	0. 032	0. 086	0. 032	0. 076
与₹	18 城	0. 034	0. 084	0. 031	0. 088	0. 035	0. 085	0. 034	0. 092	0. 032	0. 073
沖	縄	0. 035	0. 096	0. 031	0. 090	0. 031	0. 094	0. 032	0. 094	0. 032	0. 076
那	覇	0. 030	0. 088	0. 029	0. 085	0. 030	0. 089	0. 033	0. 095	0. 033	0. 081
糸	満	0. 036	0. 096	0. 032	0. 088	0. 036	0. 101	0. 035	0. 097	0. 037	0. 088
平	良	0. 031	0. 076	0. 031	0. 090	0. 028	0. 080	0. 034	0. 111	0. 034	0. 077
石	垣	0. 029	0. 082	0. 032	0. 084	0. 027	0. 071	0. 031	0. 114	0. 030	0. 078

力 微小粒子状物質

(単位: μg/m³)

											\ + 12	L. μg/III/
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	環境基準
	名	護				11. 4	10.3	8.8	8. 6	9. 5	8. 5	
	沖	縄	13. 0	14. 9	05. 9	16. 6	14. 0	12. 2	6.8	6. 9	6. 3	長期基準
年平均値	那	覇				10. 9	10.4	8. 6	9. 3	8. 2	8. 2	
	平	良				11.6	10.0	9. 1	8. 9	(7. 5)	(8. 9)	15
	石	垣				11. 2	9. 9	8. 9	8. 1	(8. 4)	(9.0)	
	名	護				34. 5	24. 0	22. 8	18. 5	21. 0	17. 6	
日平均値	沖	縄	34. 1	33. 5	34. 3	44. 2	33.0	31.5	16. 7	17. 2	15. 1	短期基準
の年間	那	覇				29. 1	24. 5	24. 1	20. 2	20. 4	17. 5	
98%值※	平	良				34. 7	24. 2	26. 6	21.5	(22. 5)	(19. 1)	35
	石	垣				35. 3	26. 1	25. 1	20. 1	(24. 1)	(20. 8)	

[※]測定日が250日に満たない測定局の値は()で示し、参考値とする。

海塩補正降下ばいじん量の年平均値

(単位:t/km³・月)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
降下量	1. 7	5. 5	1. 4	2. 0	2. 9	1.8	2. 9	1. 7	1.8	4. 7

[※]長期基準及び短期基準に関する評価の両方を満足した局について、環境基準値が達成されたと判断する。

(2) ばい煙・粉じん発生施設設置状況(大気汚染防止法、電気・ガス事業法関係)

令和2年3月末現在

†	322	650	0	0	2	e	-	-	0	0	-	-	2	8	32	39	-	-	35	61	-	2	7	14	67	89	404	843	417	3 0	0	417	631	821	1,474	110	175	40	152	29	42	10	13	189	382
与 那 国 町	2	2													3	က			1	-					-	-	7	7	D 2	2		D.	13	12	20	-	-			-	1		┪	2	2
村 福 届	-	4																							2	2	9	9	7 01	2		7	10	13	16	-	-							-	-
多良間村	-	-																	1	-							2	2	4 4	1		4		9	6									0	0
北大東村	-	-													1	-			1	2							3		2			2		5											0
南大東村															2	2			1	-									e «			8			Ξ									0	0
渡名 喜村																			1	1							-					-			2									0	0
栗田村																			1	2							0 2	0 3	- 4			1	0		7	_	_							0	0
座間味料																			1	-							-		2 0	>			6										4		0
渡 嘉 敷 村	D.	10													-	_			1	2					-	-	80		9 2			9			3.1								4	0	0
久 米 島 町	7	=																	1	2			1	-	2	2	Ξ	19				8	9			2	2						4	2	2
南風原町	-	-																	1	2					-			4		4			2										4	0	0
中 那 原 田	-	2																							-	-	2	en I	2 6	4		2	2	4	2	1	2	1	2				4	2	4
西原町	e	32									H			-	9	7			-	-					3	8	23	43	9 0	2		9	10	29	53	3	3	4	8	2	2		\dashv	6	13
中 菜 草	2						Н												-	8						\dashv			r 4	<u>:</u>		7	Ш	13		2	4			-	-		\dashv	ო	2
	D.	0																									2	9	m a	•		т	89	80	18								1	0	0
光 谷 町	9	=																									9	=	0 4	-		10	14	16	25	-	-						\dashv	-	-
嘉 手 納 町	8	9													-	-			-	2							2	6	9 9			9	9	11	15								\dashv	0	0
続 谷 村	13	39																	1	-							4	40	۲ -	1		7	Ξ	21	51	4	4	2	7	3	4	0	0	6	15
金 武 町	2	9																									D	9	- 4	-		-	4	9	10	9	9	3	3	-	1	0	0	10	10
宜野座村	-	80																	2	4							8	12	2 2	1		D	7	8	19	-	-						1	-	-
殿 雑 柱	15	38																									15	38	12	3		12	25	27	63	2	2			1	1	-	2	4	8
伊是名村																			1	-					1			2	8	9			6												0
伊平屋村	-	2																	-	-					-		3	4				0		3		1	-	1	Į.						2
伊江村	-	_																	-	_					2	2	4		2 0	1		2		9										0	0
★ 幣 酉	3	4																	_	2					2 7	7 2	10	11	ω σ	1		8 0	6 0	4 18	5 20	4	20	1	4	2	2		4		0 26
今帰仁村	2	8																		.,					2	2	4		2 8	,		2											4		0
<u>₩</u> ‡																									-	_	-	-				0			1 13								4		0
大宜味村																			1	2					9			00	2 6	1		2	2		0	1	-						4	-	1
田田	8	31					-	-							9	œ			1	2					-	-	22	43	32	ì	-						10	1	2	2	2	-	-	=	15
₩ # IL	Ļ														3	က			1	2									38			38				14	32	3	2	1	1	-	-	19	39
南城市																			1	-					-	-			6 9			6		23		1	-	2	3	1	1	-	2	2	7
雪見城市	6																								3	ဗ			18	F 4		18	24	30	44								┪	0	0
米 瓶 七	4	39											2	3	2	4			1	2					2	2	31	20	4 2	1		14	21	45	7.1	6	12	5	10	4	4	3	4	21	30
那 雨 市	_	94																									46	94	89 08	3		89	80		174	2	4	1	1				1	က	2
無 烧 モ	0	47			-	2									-	-			2	Ω					2	D	59	09	23	24		23	28	52		2	2	1	2	-	1		\dashv	4	8
宜野汽市	8	26									h												1	-			4	27	15	24		15	28	29	55	-	-						\dashv	-	=
大 羅 七	21	14			-	-					Ħ				2	9	-	-	2	80			3	က			36	09	31 24	5	T	24	31	9	9.1	12	14	2	8	2	6	2	2	24	33
うるま E															-	2			2	4	-	2	2	6					37		T	37	61	7.0	118	1.9	26	6	24	2	2	-	-	31	53
名護市											-	1							-	-					22	23			36			22			100	12	20	1	69	2	10				99
	事業所		事業所	施設	事業所		事業所	色 殼	事業所	施設	事業所	施設	事業所	施設	事業所	施設	事業所	施設	5 業所	施設	事業所	施設	事業所	敬	事業所	电影	事業所	開調	事 な 形 記	継		事業所	敬	5 業所	施設	5 業所	施設	事業所	施設	事業所	施設	無		絥	施 設
	IIII	英	Î IIII			F E	ā m			F F	Ī	Į,	Tall Tall		Tim.		Time.		Ĩ	ķ	TITLE TO	r Æ	整	英	#	<u>F</u>	市		を		を 関		# #	4	<u>4</u>	甲甲	M.	ネア事	ガアゾ	377	10%	# C		市	
		l,	P	#		能	*			₩.	jė.	×		,	,a	ų.	1-	٠	草		Ł		4	ш _г	型 K	- 1			_ 作		#					já.	m.	`	Y	拉	t				
	,	7	20	ŧ		風	1		첫	戡	ŧ	ď	4	`	略	*	fit.	^	W.	2	LE H	* *	, 		100				鴐 H		K H					#	(道	_	バケットコ	報位	N N	K			
	2	ĸ	ß	Ų.		H	l	Ę		Ķ.	#		ŧ		北	_	ŧ	_	ł	K	4		۱۲		福		-		(H		Ŕ		-			\$	#			##	ž	ıž	,		
İ	1							К		ήB	×	#		Ŕ	ĸ	ź	5		4		洪								電気	• ∓	, K	# #	ガ	4	ű.		*	/ ₩	吹る	Κ店	# 1	T.	- 1	40	i_

令和2年3月末現在

ばい煙・粉じん発生施設設置状況(沖縄県生活環境保全条例関係)

<u>ෆ</u>

1100		208	286	4	2	0	0	က	9	22	25	237	322	64	06	43	91	22	52	22	26	37	71	17	25	2	9	-	4	211	365
与 那 国	ь											0	0			-	-													-	-
女 個	田田	-	1							2	3	3	4																	0	0
多良間	+											0	0																	0	0
	本											0	0																	0	0
	本											0	0	-	-															-	-
	丰											0	0																	0	0
-	本											0	0																	0	0
_	本											0	0																	0	0
渡 嘉 敷	¥											0	0																	0	0
久米島	崫	-	2									-	2																	0	0
南風原	臣	7	9									7	6	က	3	2	8	-	-			2	3	1	2					6	17
与 那 原	崫											0	0																	0	0
< ≡ 瀬	臣	7	9									7	6					4	10	-	2	3	7	1	1					9	20
西 原	臣	7	10							2	2	6	12	7	8			2	14			8	21			3	4			23	47
中 城	¥	3	5	1	-							7	9																	0	0
光 中 城	¥	4	5									7	5			_	_														-
光	臣	2	2									7	2																	0	0
嘉 手 納	臣	_	1									_	_							<u>.</u>										0	0
説 谷	¥	2	2									2	2			2	12	1	_	2	2	_	1	1	_					7	17
金 武	臣	2	4									2	4			3	3			2	3	2	3							4 5	9 2
回留型	¥	_	8								_	5	9		_	_	_					7	(,)							0 4	3 0
贬 簁	¥	7	8							_																				0	0
伊 平 屋	¥									·		0	0																	0	0
伊是名	挥											0	0																	0	0
申 江	¥	4	2									4	2							-	_									_	_
	臣	_	2									1	2																	0	0
4 扉 仁	-	-	1									-	-	က	7															3	7
	#	2	2									2	2																	0	0
	¥	-	_							-	-	2	2																	0	0
	T T	4	2							-	-	2	9	9	9	4	7			-	-			4	8					15	22
	币	=	19									=	19	2	4	8	12	3	4	2	9	7	8	3	3	-	-			29	38
	⊩	4	7							2	က	9	10	2	2	-	-					-	3							4	9
	벁	10	12					2	4	0	0	12	16																	0	0
-	Æ	16	21	1	-			-	2	က	3	21	27	2	7			4	13	-	-	9	6	1	-	-	-			18	32
		62	87	-	2					2	2	92	91	2	2															2	2
-	Æ	5	8							-	2	9	10	2	8															2	8
	Æ	4	9									4	9	2	က															2	3
共 螺	Æ	13	14									13	14	∞	10	9	17	-	-	-	-	2	3					-	4	19	36
うるま	Æ	15	19	1	1					2	2	21	25	∞	14	12	17	3	∞	9	7	2	13	4	9					38	9
名 讃	Æ	13	18							-	_	14	19	6	11	7	1			2	7			2	3					15	27
		業所	. 設	業所	設	業所	. 設	業所	設	業所	談	業所	設	業所	一 記	業所		業所	影	業所	一 記	業所		業所	瑟	業所	一 影	業所	設	業所	設
	-	⊪ 	雅	冊	ř 裙	び 事	配桶	単づ	配桶	# 	ř 점	冊	摇	 	M 括	了事	ハケットコンヘア (鉱物,土石,セシト) ^施	7=====================================	、?」	機事	(単)	機田	() () ()	事	86	# 5 E	岳(無	86	卌	摇
		ır	`			及		及			民	4	ta.			Υ `	コントコンセン	グラス つ	オオプ	摩 4	1477F	華 =	",⊤." , ₺ ₡.	-	5 th C	=	. ± 0.	- H	裁具肥料 するも	₫	<u> </u>
		7	-	128	t.	成炉			⊀	4	\$	4	[0	#	É	L 1 1	ット. 7.エモ	п <u>'</u>	グゲンド	搬∃	有る	轍 ,	する	۱ ۱	ή. L	w f	4	ふ る は は す ま ま ま ま ま き ま う こ う こ う こ う こ う こ う こ う こ う こ う こ う	血液に供する	4	п
		*	<u> </u>	ß	Æ		烨		画		医			\$	벅	ベジ	(新物	ヾ; 1	(おがくず、木柱チップ) 衙	破砕機・摩砕機	きている。	设 中	(木格、カツーの用に供するもの)		きて	ά †	(大を、シグルの形に 年 するもの) 哲	ふる	製造		
			2	Н	٢	型	8	K	₩	摇	雪	4							桼	บ	4			₩	摇						

(1) 健康項目測定地点数(河川)

番号	河 川 名	調査地点数
1	比 謝 川	3
2	国 場 川	3
3	満 名 川	2
4	福 地 川	1
5	天 願 川	3
6	漢 那 川	1
7	羽地大川	2
8	我 部 祖 河 川	4
9	新 川 川	2
10	安 波 川	2
11	普 久 川	2
12	汀 間 川	2
13	久 茂 地 川	2
14	安 里 川	2

番号	河	JII	名	調査地点数
15	安	謝	Щ	2
16	報	得	Ш	1
17	牧	港	JII	2
18	辺	野 喜	ξ JII	2
19	饒	波	JII	2
20	源	河	JII	1
21	平	南	Ш	1
22	大	保	JII	2
23	宮	良	JII	1
24	名	蔵	JII	1
25	雄	樋	JII	2
26	億	首	Ш	1
	合	計		50

(2) 健康項目測定結果(河川)

 測 定 項 目	調査	環 境 基 準
州 足 垻 日	地点数	超過地点数
カドミウム	42	0
全 シ ア ン	42	0
鉛	42	0
六価クロム	42	0
砒 素	42	0
総 水 銀	42	0
アルキル水銀	42	0
P C B	42	0
ジクロロメタン	42	0
四塩化炭素	42	0
1,2-ジクロロエタン	42	0
1, 1-ジクロロエチレン	42	0
シスー 1, 2ージ クロロエチレン	42	0
1, 1, 1-トリクロロエタン	42	0

3BII	定	項	調査	環境基準
炽	Æ	垻	地点数	超過地点数
1, 1,	2ートリクロ	ロエタン	42	0
トリク	יםם ו	チレン	42	0
テトラ	クロロェ	チレン	42	0
1, 3-	シ゛クロロフ゜	ロペン	42	0
チ	ウラ	ム	42	0
シ	マジ	ン	42	0
チオ	ベンカ	ルブ	42	0
ベ	ンゼ	ン	42	0
セ	レ	ン	42	0
硝酸	性窒素	及び	40	0
亜 硝	酸性	窒 素	42	0
ふ	つ	素	39	0
ほ	う	素	39	0
1, 4-	ジオキ	サン	42	0
4	i	+	1, 128	0

(3) 河川水質の環境基準達成状況

:=ा	-1L	環境基準	類	基											
河 川 No.	水 域 No.	^{環境基準} 類型指定 水 域 名	型型	基準 値	環 境 基 準 点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
	1	比謝川(1)	В	3	比謝川ポンプ場	0.8	1.1	1.3	0.8	0.9	1.1	0.9	2.9	1.6	0.8
1	2	比謝川(2)	С	5	トニー橋	1.4	1.6	1.8							
	3	比謝川(3)	С	5	与那原川合流点	1.6	2.0	2.5	1.8	2.2	2.2	2.1	2.4	2.6	2.6
	4	国場川(1)	С	5	那覇大橋	1.2	1.5	1.9	2.0	2.1	2.4	2.0	2.4	1.8	1.7
2	5	国場川(2)	Е	10	真玉橋	4.7	2.8	3.8	5.2	3.5	4.2	3.4	4.9	4.3	4.5
•	6	満名川(1)	Α	2	渡久地橋	1.3	0.7	0.8	0.9	0.5	1.6	1.7	2.0	1.2	0.9
3	7	満名川(2)	Α	2	伊野波川合流点	1.1	0.7	0.6	0.7	0.7	1.6	1.1	1.1	1.2	0.5
4	8	福地川	Α	2	福地ダム	<0.5	0.6	0.5	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	<0.5	0.6
_	9	天願川(1)	В	3	河口	1.2	0.6	0.9	1.2	1.1	1.3	1.5	1.5	0.8	1.3
5	10	天願川(2)	В	3	合流点下流100m	1.9	2.6	2.3	2.8	3.6	5.2	2.1	2.1	1.9	1.8
6	11	漢那川	Α	2	漢那ダム	1.1	0.7	0.5	1.2	0.6	0.6	<0.5	0.7	<0.5	<0.5
7	12	羽地大川	Α	2	名護市取水場	1.0	0.9	1.0	0.7	0.6	0.8	1.0	1.3	1.1	1.0
	13	我部祖河川(1)	Α	2	石橋	2.2	1.4	1.6	2.4	2.9	3.6	3.5	5.3	4.8	3.3
8	14	我部祖河川(2)	Α	2	奈佐田川合流点~上流100m	1.2	1.2	1.3	1.1	1.1	1.6	1.0	1.9	1.4	1.0
	15	我部祖河川(3)	Α	2	奈佐田川合流点~支川100m	0.9	0.6	<0.5	0.5	0.8	1.1	1.1	1.1	1.0	<0.5
•	16	新川川(1)	Α	2	下流の高江橋	<0.5	0.6	0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.6	<0.5	0.6	<0.5
9	17	新川川(2)	Α	2	新川ダム	0.9	1.1	0.8	1.7	1.0	0.9	1.1	0.8	0.5	0.7
10	18	安波川(1)	Α	2	安波大橋	<0.5	0.6	0.7	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5
10	19	安波川(2)	Α	2	安波小中校後方	<0.5	1.0	0.6	<0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5
4.4	20	普久川(1)	Α	2	御拝橋	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.8	0.5	<0.5	0.6	<0.5
11	21	普久川(2)	Α	2	御拝橋上流420mの沢	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5
	22	汀間川(1)	Α	2	嘉手苅橋から上流200m	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	2.8	2.7	2.2	1.7	0.5
12	23	汀間川(2)	Α	2	三原小中学校前堰堤上流50m	1.4	0.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.9	1.1	1.1	0.9
13	24	久茂地川	С	5	泉崎橋	1.4	1.1	1.9	1.4	1.2	0.6	1.1	0.8	1.1	<0.5
14	25	安里川	D	8	蔡温橋下流200mの橋	2.6	1.4	2.3	3.1	1.4	1.0	1.2	1.5	1.0	1.1
15	26	安謝川	С	5	安謝橋	2.7	1.6	2.5	1.1	1.0	1.0	1.6	0.8	1.2	0.5
16	27	報得川	Е	10	水位計設置点	4.8	3.7	6.0	4.9	4.5	4.3	4.4	5.3	5.8	5.2
4.7	00	46.7#.111		_	境橋上流50m(旧牧港取水場跡)	2.4	1.5	1.7	2.0	1.5	0.8	1.7	1.6	1.8	2.2
17	28	牧港川	С	5	大謝名橋上流200m(旧宇地泊川取水場跡)	1.7	1.1	1.6	1.5	1.3	1.0	1.1	1.3	2.4	2.4
18	29	辺野喜川	Α	2	辺野喜橋	<0.5	0.6	0.6	<0.5	0.6	<0.5	0.5	0.8	0.9	<0.5
19	30	饒波川	D	8	石火矢橋	3.2	3.8	3.2	2.7	3.7	4.3	2.3	4.1	3.0	4.1
20	31	源河川	Α	2	取水場	1.0	0.6	<0.5	<0.5	0.6	1.5	1.6	0.9	1.3	0.5
21	32	平南川	Α	2	アサ [*] カ橋下流30m	1.1	0.8	1.2	1.0	<0.5	1.1	1.6	2.8	1.1	0.7
22	33	大保川	Α	2	田港橋	1.1	1.3	0.9	1.3	0.9	1.7	1.2	4.4	1.1	0.7
23	34	宮良川	Α	2	平喜名橋	0.7	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	0.6	0.6
24	35	名蔵川	Α	2	石糖取水場前	0.7	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	1.0	0.5	0.5	0.5
0.5	20	+# +3 111	_	C	前川	2.8	5.5	2.7	1.7	1.5	2.0	3.6	0.5	3.7	3.7
25	36	雄樋川	D	8		3.6	5.5	4.6	3.5	3.6	3.9	6.1	5.3	5.3	4.1
			環	境基	- 準未達成水域数	1	0	0	1	2	2	2	4	1	1
			環均	竟基準	車類型指定水域数	36	36	36	36	35	35	35	35	35	35
	達成率%(環境基準達成水域数/指定水域数×100)							100	97	94	94	94	89	97	97

※太字かつ網掛けの地点は、環境基準未達成の地点です。

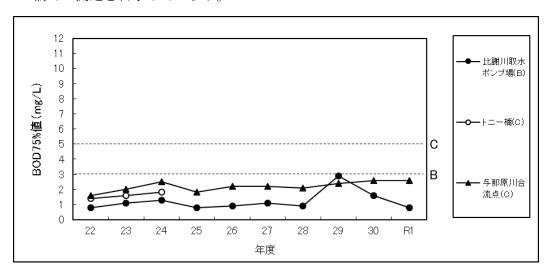
(4) 各河川の概況及び水質

ア 比謝川

比謝川は、沖縄島の中部に位置し、その源を沖縄市の緩やかな丘陵地帯に発し、沖縄市市街地を南北に貫流し、沖縄市美里地先においてカフンジャー川を合流した後、流れを西方に変え与那原川(二級河川)等の支川を合流しながら、国道58号付近で長田川と合流し、読谷村と嘉手納町の境界で東シナ海に注ぐ幹線流路延長21.8km(比謝川15.4km、与那原川6.4km)、流域面積50.9km²の沖縄島最大の二級河川です。

昭和 48 年度に、比謝橋下流の堰 堤からトニー橋までと長田川を水質環境基準の B 類型 (B0D 3 mg/L)、トニー橋から与那原川合流点までを C 類型 (B0D 5 mg/L)、与那原川合流点から上流とハンザ川の昭和橋までを D 類型 (B0D 8 mg/L) に指定しました。その後、上流域の水質が改善傾向にあったことから、平成 15 年度末に与那原川合流点から上流の類型を見直し、平成 16 年度以降は C 類型としています。

環境基準点における水質の経年変化は、下図のとおりです。比謝川取水ポンプ場地点では平成13年度以降継続して環境基準を達成しています。トニー橋地点では平成8年度から継続して環境基準を達成しています。与那原川合流点地点では昭和63年度から継続して環境基準を達成しており、平成16年度にD類型からC類型に見直しましたが、その後も環境基準を達成しています。平成24年度に3水域の水域類型指定を2水域に改正し、それに伴って、平成25年度以降はトニー橋での測定を終了しています。

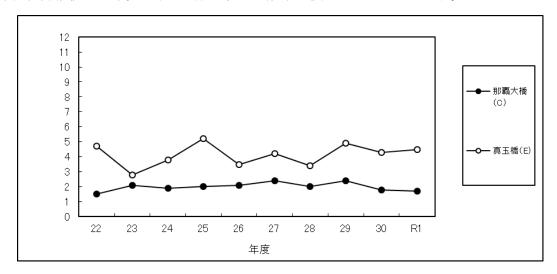


比謝川の水質(BOD75%値)経年変化

イ 国場川

国場川は、与那原町と西原町の境界にある運玉森に源を発し、準用河川の宮平川、普通河川の宮城川と合流し、那覇市と南風原町の市街地を貫流したのち、2級河川の長堂川・饒波川と合流し、河口部で2級河川の久茂地川と合流後那覇港へ注ぐ、流域面積43.1km、幹線流路延長11.3kmの二級河川です。昭和48年度に明治橋から真玉橋をC類型(BOD 5 mg/L)、真玉橋から上流の一部をE類型(BOD 10 mg/L)に指定しています。

環境基準点における水質の経年変化は、那覇大橋及び真玉橋の両地点で改善しており、那覇 大橋では平成14年度以降は環境基準を達成し、改善傾向が見られます。真玉橋地点では平成 12年度以降継続して環境基準を達成し、ここ数年は横ばいとなっています。



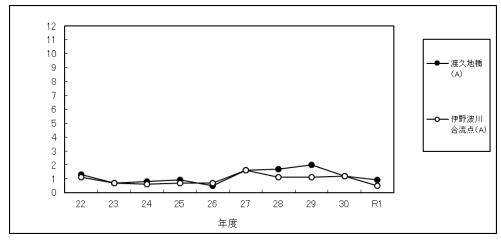
国場川の水質(BOD75%値)経年変化

ウ 満名川

満名川は、沖縄島北部の本部町に位置し、その源を八重岳と伊豆味の山中に発し、普通河川の 笹川、佐伊土間川、伊野波川(準用河川)、尻無川、ウナジャラ川の支川を合わせつつ、本部町 の市街地を西に向かって流下し、東シナ海に注ぐ、流域面積 12.1km²、幹線流路延長 4.4km の二 級河川です。

昭和 49 年度に伊野波川合流点から渡久地橋までを B 類型(BOD $3\,\mathrm{mg/L}$)に、伊野波川合流点から上流を A 類型(BOD $2\,\mathrm{mg/L}$)に指定し、翌年度から適用しました。その後、水質が改善傾向にあったことから、平成 16 年度以降は伊野波川合流点から渡久地橋までの類型を見直し、B 類型から A 類型としています。

環境基準点における水質の経年変化は、伊野波川合流点地点で昭和58年度は未達成となりましたが、それ以外はすべて基準を達成しています。



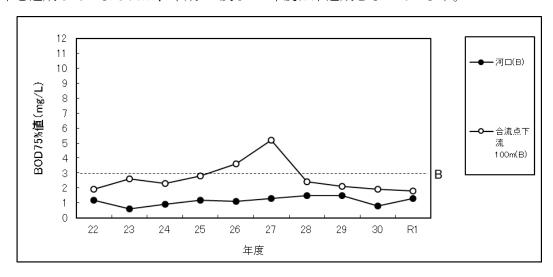
満名川の水質 (BOD75%値) 経年変化

エ 天願川

天願川は、沖縄島中部のうるま市に位置し、その源を読谷山岳に発し、川崎川(二級河川)やヌーリ川(準用河川)等を合わせ、金武湾(太平洋)に注ぐ、流域面積 31km²、幹川流路延長 10.7 kmの二級河川で、水道水源として取水されるなど利水上重要な河川です。

昭和50年度に企業局取水場から上流をB類型(BOD 3 mg/L)、下流をC類型(BOD 5 mg/L)に指定していましたが、その後、水質が改善傾向にあったことから、平成16年度以降は取水場から下流河口までの類型を見直し、B類型としています。

環境基準点における水質の経年変化は、下図のとおりです。河口地点では昭和 62 年度より継続して環境基準を達成しています。支流の川崎川との合流点下流地点では、平成 19 年度以降環境基準を達成していましたが、平成 26 及び 27 年度は未達成となっています。



天願川の水質 (BOD75%値) 経年変化

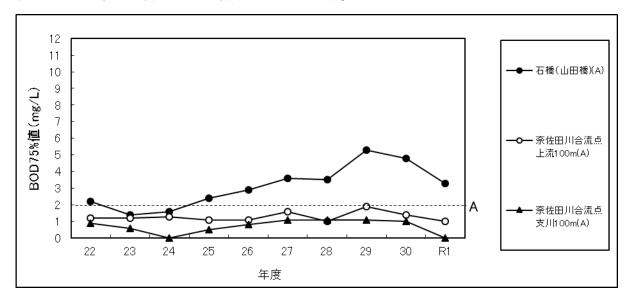
才 我部祖河川

我部祖河川は、沖縄島北部の名護市に位置し、その源を名護岳(345.2m)に発し、北西に流下した後、喜知留川(普通河川)と合流し、平地に広がる畑の中を直線的に流れ、奈佐田川(普通河川)と合流した後は、流れを北東に転じ、河口部で蛇行して羽地内海に注ぐ、幹川流路延長 6.1km、流域面積 14.7km2 の二級河川です。

昭和50年度に上流をA類型(BOD 2 mg/L)、中流をD類型(BOD 8 mg/L)、支流の奈佐田川をA類型に指定していましたが、その後、水質が改善傾向にあったことから、平成16年度以降は中流域の類型を見直し、A類型としています。

環境基準点における水質の経年変化は、下図のとおりです。支流の奈佐田川は平成4年度以降、環境基準を達成しています。我部祖河川中流(奈佐田川との合流点から上流)は D 類型の環境基準は達成していましたが、平成16年度からA類型の基準を適用したところ、平成16、18及び19年度は環境基準を達成しませんでした。しかし、平成20年度以降は環境基準を達成しています。

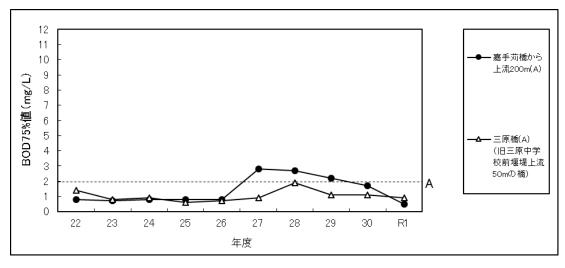
上流地点の石橋(山田橋)地点では、昭和51年度の測定以降、平成8、23、24年度以外は環境 基準を達成しておらず、令和元年度も未達成となっています。平成22年度に行われた汚濁負荷 量調査によると、生活排水がその原因とされています。



我部祖河川の水質(BOD75%値)経年変化

カ 汀間川

汀間川は、沖縄島北部の名護市に位置し、東海岸の大浦湾に注ぐ流域面積 12.7km²、指定延長 4 km の河川です。昭和 52 年度に三原小中学校前堰堤から上流を A 類型 (BOD 2 mg/L)、下流を B 類型 (BOD 3 mg/L) に指定していましたが、その後、水質が改善傾向にあったことから、平成 16 年度以降は下流域の類型を見直し、A 類型としています。環境基準点における水質の経年変 化は、三原橋 (旧:三原小中校前堰堤上流 50m の橋) では類型指定以降、昭和 56 年度以外は環境基準を達成しています。嘉手苅橋から上流 200m 地点においては、平成 27 年度から平成 29 年度にかけては、原因は不明ですが水質の悪化が生じ環境基準を達成していませんでしたが、平成 30 年度及び令和元年度は達成しています。



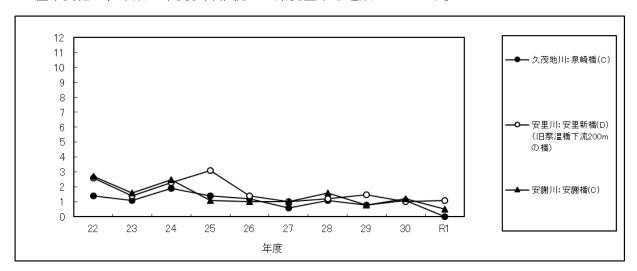
汀間川の水質 (BOD75%値) 経年変化

キ 久茂地川・安里川・安謝川

久茂地川は、那覇市泊の崇元寺付近で安里川から分岐し、明治橋を経由して那覇港に注ぐ流域面積3.3km²、指定延長2kmの典型的な都市河川です。昭和53年度にE類型(BOD 10mg/L)に指定していましたが、その後、水質が改善傾向にあったことから、平成16年度以降は類型を見直し、C類型(BOD 5 mg/L)としています。環境基準点における水質の経年変化は、平成9年度以降継続して環境基準を達成しています。

安里川は、那覇市東部の弁ケ嶽 (標高 166m) に水源を発し、南風原町新川地先を南西方向に向かい、那覇市に入って流れを北西方向に変え、真嘉比川等の支川を合わせ、久茂地川を分流し東シナ海に注ぐ、流路延長 13.6km (安里川 7.3km、真嘉比川 3.3km、久茂地川 2km、潮渡川 1km)、流域面積 13.2km²の二級河川です。久茂地川と同様、昭和 53 年度に E 類型に指定しましたが、平成 16 年度以降は類型を見直し、D 類型 (BOD 8 mg/L) としています。環境基準点における水質の経年変化は、平成 9 年度以降継続して環境基準を達成しています。

安謝川は、那覇市及び浦添市に位置し、その源を那覇市首里石嶺町の標高 100~ 160m の丘陵地に発し、丘陵に広がる住宅地の中を南西に流下し支川石嶺川(普通河川)を合わせ、中流域の末吉公園の中を流下した後に、支川沢岻川(普通河川)、銘苅川(普通河川)を合わせ東シナ海に注ぐ、幹川流路延長 5.7km、流域面積 8.1km²の二級河川です。昭和 53 年度に E 類型に指定しましたが、平成 16 年度以降は類型を見直し、C 類型としています。環境基準点における水質の経年変化は、平成 9 年度以降継続して環境基準を達成しています。

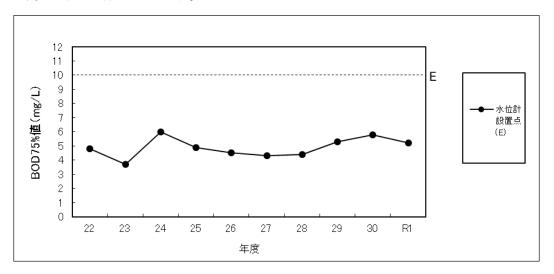


久茂地川・安里川・安謝川の水質 (BOD75%値) 経年変化

ク報得川

報得川流域は、沖縄島南部に位置し、南城市大里稲嶺で耕作地の水を集めた小さな溝を源として、南西方向に向かい流れ、南城市、八重瀬町、糸満市をまたぎ兼城にて流路を北に向け東シナ海に注ぐ、幹線流路延長 10.8km、流域面積 19.2km² の二級河川です。

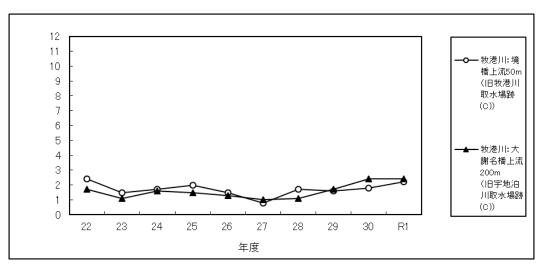
昭和54年度にE類型(BOD 10mg/L)に指定しています。環境基準点における水質の経年変化は、平成18年度まで多くの年で環境基準を達成していませんでしたが、平成19年度以降継続して環境基準を達成しています。



報得川の水質(BOD75%値)経年変化

ケ 牧港川

牧港川は、西原町を源とする牧港川と宇地泊川がそれぞれ、浦添市、宜野湾市を経て国道 58 号線の付近で合流ののち牧港湾に注ぐ、流域面積 23.2km²、指定延長 9.3km(牧港川 3.3km、宇治 泊川 6 km) の河川で、昭和 55 年度に C 類型 (BOD 5 mg/L) に指定しています。環境基準点における水質の経年変化は、境橋上流 50m (旧:牧港川取水場跡) では昭和 59 年度より環境基準を達成していませんでしたが、平成 21 年度以降は達成しています。大謝名橋上流 200m (旧:宇地 泊川取水場跡) では平成 10 年度以降継続して環境基準を達成しています。



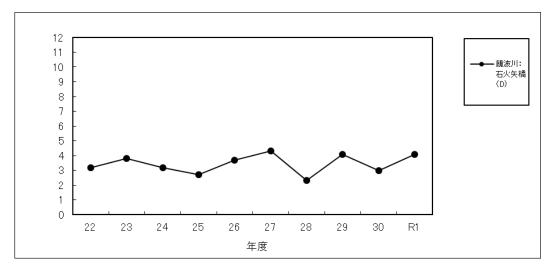
牧港川の水質(BOD75%値)経年変化

のはコ饒波川

国場川流域の南側に位置する饒波川は、大里城跡付近に源を発し、普通河川の轟川、根差部川

と合流し、河口の漫湖で国場川に合流する流域面積 14.6km²、幹川流路延長 15.6km の二級河川で、昭和 58 年度に D 類型 (BOD 8 mg/L) に指定しています。

環境基準点においては、平成12年度以降継続して環境基準を達成しています。



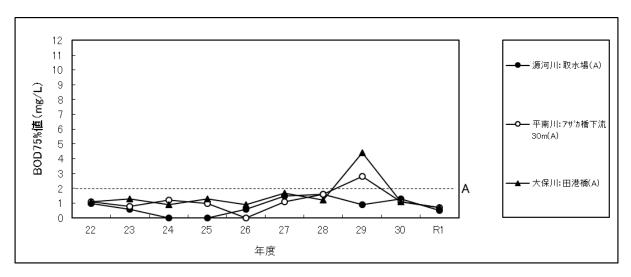
饒波川の水質(BOD75%値)経年変化

サ **源河川・**平南川・大保川

源河川は、名護市字源河の大湿帯と一ツ岳に源を発し、源河集落内を経て東シナ海に注ぐ、流域面積 20.0km²、指定延長 13.5km の河川で、昭和 62 年度に A 類型に指定しています。環境基準点における水質の経年変化はきわめて良好な状態で安定的に推移しており、類型指定以降、環境基準を達成しています。

平南川は、名護市と大宜味村に連なる山岳地帯を源として東シナ海に注ぐ流域面積 11.1 km²、河川延長 5.3km の河川で、平成元年度に A 類型に指定しています。平成 5 年度より継続して環境基準を達成していました。平成 29 年度は原因は不明ですが水質の悪化が生じ基準を達成していませんでしたが、平成 30 年度は達成しています。

大保川は、沖縄島北部の大宜味村に位置し、その源を幸地山*(海抜 295m)付近に発し、普通河川の大工又川、江洲川と合流して塩屋湾に注ぐ、流域面積 23.7km²、幹川流路延長 10.3 kmの二級河川で、平成元年度に B 類型 (BOD 3 mg/L) に指定していましたが、平成 16 年度以降は、A 類型 (BOD 2 mg/L) としています。平成 5 年度より継続して環境基準を達成していました。平成 29 年度は原因は不明ですが水質の悪化が生じ基準を達成していませんでしたが、平成 30 年度、令和元年度は環境基準を達成しています。(※地元での呼称)

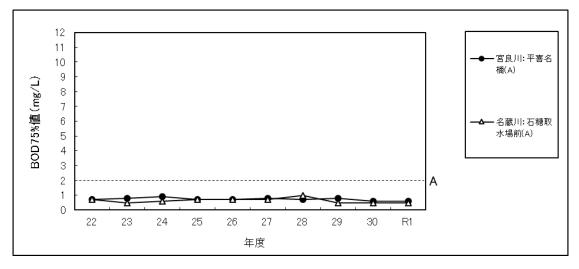


源河川・平南川・大保川の水質(BOD75%値)経年変化

シ 宮良川・名蔵川

宮良川は、石垣島の於茂登岳山系に源を発し南下して宮良湾に注ぐ流域面積 47.9km²、指定延長 16.5km (宮良川 12km、底原川 4.5km)の河川で、河口付近にマングローブが繁茂する石垣島最大の河川です。平成元年度に A 類型 (BOD 2 mg/L) に指定しています。環境基準点における水質の経年変化は図 12 のとおりで、平成 12 年度以降継続して環境基準を達成しています。

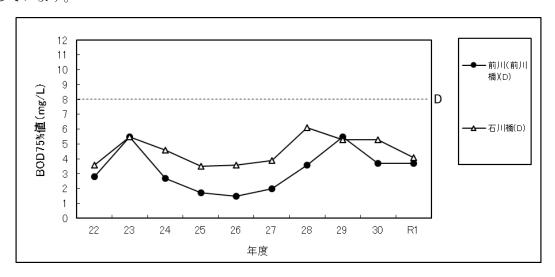
名蔵川は、沖縄島の南西約 400km の東シナ海にある石垣島の西側に位置し、その源を於茂登山系に発し、白水川(普通河川)や於茂登岳を源とするブネラ川(二級河川)を合わせ、石垣市元名蔵において名蔵湾へ注ぐ、幹川流路延長約 5.3km、流域面積 16.1km²の二級河川です。河口付近は「アンパル」と呼ばれる広大な泥湿地帯となっており、マングローブ林が発達しています。平成元年度に宮良川と同様に A 類型に指定しています。環境基準点における水質の経年変化は平成 12 年度以降、環境基準を達成しています。



宮良川・名蔵川の水質(B0D75%値)経年変化

ス 雄樋川

雄樋川は、南城市大里の大城ダムを源に、南城市玉城、八重瀬町を流れ、港川漁港に注ぐ流域 面積 13.7km²、指定延長 2.5km の河川で、平成8年度に D 類型 (BOD 8 mg/L) に指定しています。 前川(前川橋)地点は平成15年度以降継続して環境基準を達成しています。また、石川橋地点で は平成19年度まで多くの年で環境基準を達成していませんでしたが、平成20年度以降は達成 しています。



雄樋川の水質 (BOD75%値) 経年変化

セ 福地川・漢那川・羽地大川・新川川・安波川・普久川・辺野喜川

福地川、漢那川、羽地大川、新川川、安波川、普久川及び辺野喜川は、沖縄島北部に位置し、 上流は国管理ダム湖で、県民の水甕となっています。

福 地 川:太平洋に注ぐ流域面積 52.1km²、指定延長 25.1km の河川で昭和 49 年度に A 類型に指定。

漢 那 川:太平洋に注ぐ流域面積 9 km²、指定延長 3.5km の河川で昭和 50 年度に企業局取水場跡 地から上流を A 類型に指定。

羽地大川:羽地内海に注ぐ流域面積 32.8km²、指定延長 15.3km の河川で、昭和 50 年度に A 類型 に指定。

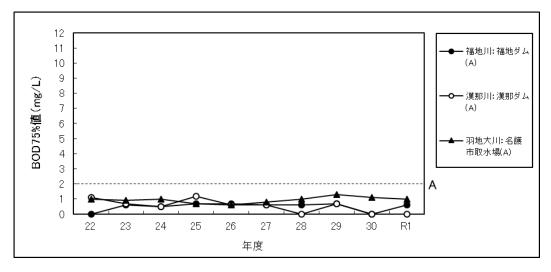
新 川 川:太平洋に注ぐ流域面積 11.3km²、指定延長 6.2km の河川で昭和 52 年度に A 類型に指定。

普 久 川:太平洋に注ぐ流域面積 17km²、指定延長 7 km の河川で昭和 52 年度に上流を A 類型、 下流を B 類型に指定。平成 15 年度に下流を A 類型に見直し。

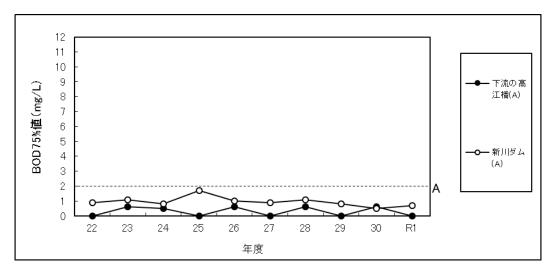
安波川:太平洋に注ぐ流域面積 49km²(普久川を除く)、指定延長 10.8km(同左)で昭和 52年 度に上流を A 類型、下流を B 類型に指定。平成 15年度に下流を A 類型に見直し。

辺野喜川: 東シナ海に注ぐ流域面積 13.2km²、指定延長 8 km の河川で、昭和 57 年度に A 類型に 指定。

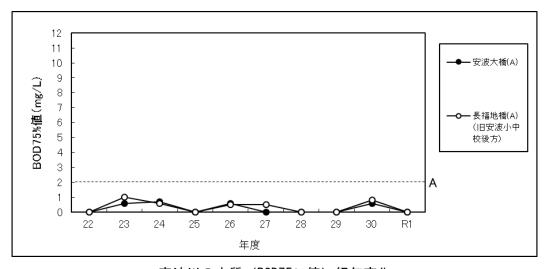
環境基準点における水質の経年変化は、下図のとおりで、ここ 10 年では全ての地点で継続して環境基準を達成しています。



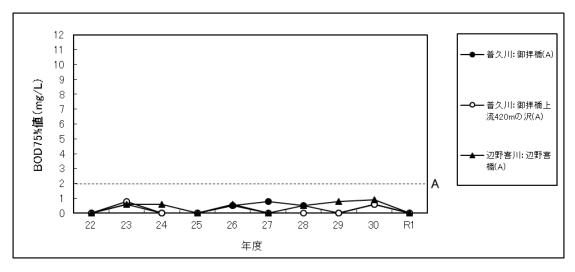
福地川・漢那川・羽地大川の水質(BOD75%値)経年変化



新川川の水質 (BOD75%値) 経年変化



安波川の水質 (BOD75%値) 経年変化

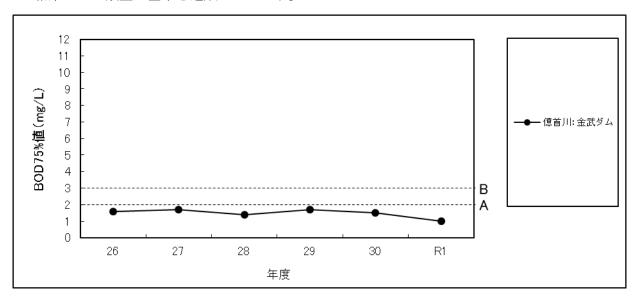


普久川、辺野喜川の水質(B0D75%値)経年変化

ソ 億首川

億首川は、沖縄島中央部の国頭郡金武町及び恩納村に位置し、その源を恩納村山中に発し、喜 東京がはる 瀬武原 盆地を南に貫流して、幸地川等の支川と金武ダム貯水池で合流し、金武町において太平 洋に注ぐ流路延長 8.0km、流域面積 16.4km² の二級河川です。

平成 25 年度に金武ダムが完成したことを受けて、平成 26 年度より水質の状況を確認しているところですが、令和元年度末時点で類型の指定はまだされていません。なお、過去 6 年間の結果では A 類型の基準を達成しています。



億首川の水質 (BOD75%値) 経年変化

(5) 健康項目測定地点数(海域)

番号	海 域 名	調査地点数
1	中 城 湾	1
2	与 勝 海 域	1
3	金 武 湾	1
4	那覇港海域	1
5	名 護 湾	1
6	平 良 港	1
7	与 那 覇 湾	1

番号		海	垣	ţ	名	調査地点数
8		石	垣	Ē	港	1
9		Ш	2	F	湾	1
10	:	羽	地	内	海	2
11	;	糸	満	海	域	1
12		恩	納	海	域	1
13		伊	佐	海	域	1
	合			計		14

(6) 健康項目測定結果 (海域)

測定項目	調 査 地点数	環 境 基 準 超過地点数
カドミウム	14	0
全 シ ア ン	14	0
鉛	14	0
六価クロム	14	0
砒素	14	0
総 水 銀	14	0
アルキル水銀	14	0
P C B	14	0
ジクロロメタン	14	0
四塩化炭素	14	0
1, 2-ジクロロエタン	14	0
1, 1-ジクロロエチレン	14	0
シスー 1, 2ージクロロエチレン	14	0

測定項目	調 査 地点数	環 境 基 準 超過地点数
1, 1, 1-トリクロロエタン	14	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	14	0
トリクロロエチレン	14	0
テトラクロロエチレン	14	0
1, 3-ジクロロプロペン	14	0
チウラム	14	0
シマジン	14	0
チオベンカルブ	14	0
ベンゼン	14	0
セレン	14	0
硝酸性窒素及び 亜 硝 酸 性 窒 素	14	0
1, 4-ジオキサン	14	0
合計	350	0

(7) 海域水質の環境基準達成状況

海水、環境基準、類基															
海 域 No.	水 域 No.	^境	類 型	基 準 値	環 境 基 準 点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
					当添海岸	1.2	1.0	1.2	1.4	1.0	1.4	1.4	1.5	0.9	0.9
1	1	中城湾	Α	2	湾内2	1.1	0.8	1.0	1.6	1.0	1.2	1.7	2.0	1.7	1.7
					湾内3	1.0	1.2	1.6	1.2	1.0	1.2	1.1	1.5	1.2	0.9
2	2	与勝海域	Α	2	埋立地西海域	1.1	1.2	1.1	1.2	1.6	0.7	0.7	1.6	1.6	0.9
					天願川河口地先	1.4	1.3	1.7	1.2	1.2	1.1	0.8	2.2	1.4	1.2
3	3	金武湾	Α	2	石川ビーチ沖	1.3	1.6	1.8	1.5	1.1	0.8	1.5	1.6	1.4	1.1
					湾口中央	1.1	1.3	1.4	1.2	0.6	1.1	0.6	1.8	1.4	1.1
					那覇港沖	1.2	0.6	1.2	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5
					那覇港内	3.2	1.2	1.4	3.3	2.3	2.2	2.2	2.6	2.7	1.9
4	4	那覇港海域	Α	2	那覇新港入口	1.2	0.6	0.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5
					泊港内	2.0	0.7	1.2	2.5	2.3	2.2	2.2	2.2	1.8	1.6
					自謝加瀬東	0.6	0.4	0.8	1.9	1.9	2.1	2.1	1.7	1.9	1.5
					名護海岸	1.8	1.3	1.5	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.4
5	5	名護湾	Α	2	湾内	1.4	1.0	1.3	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.3
					部間海岸	1.1	1.2	1.5	1.8	1.8	1.8	1.9	1.7	1.6	1.3
6	6	平良港	Α	2	第3埠頭北岸から北300m	1.6	1.4	1.2	1.4	1.4	1.5	0.9	0.7	1.5	0.6
7	7	石垣港	Α	2	浜崎地区南埠頭埋立予定地から 西へ300m	1.2	1.6	1.8	1.3	1.0	1.2	1.1	<0.5	<0.5	<0.5
8	8	川平湾	Α	2	小島南先端と双葉地先を結ぶ線 上の中心点	8.0	1.4	1.3	1.4	1.7	1.1	1.1	0.5	<0.5	<0.5
	9	羽地内海(1)	В	3	仲尾次漁港西埠頭から北西100r	1.7	1.7	1.6	1.8	1.9	1.8	1.8	1.8	1.5	1.5
9	J	11201 1/4 (17		J	呉我船揚場から北へ400m	1.6	1.4	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.5
	10	羽地内海(2)	Α	2	羽地内海中央 	1.4	1.2	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6	1.5
	10	11701 1/4 (2)	^	_	内海北水路南端	1.6	1.1	1.3	1.7	1.9	1.8	1.8	1.7	1.5	1.4
					糸満漁港 	1.3	1.1	1.6	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.7	1.3
10	11	糸満海域	Α	2	糸満漁港沖 	0.9	1.1	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.4	1.1
					岡波岩東	1.1	1.2	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9	1.7	1.5	1.1
					伊武部海岸地先 	1.0	0.9	1.3	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	1.4	1.3
11	12	恩納海域	Α	2	恩納漁港地先 	1.0	0.8	1.5	1.8	1.7	1.6	1.6	1.8	1.5	1.1
'						1.2	1.0	1.3	1.7	1.8	1.9	1.9	1.9	1.5	1.1
	長浜海岸地先					1.1	1.0	1.4	1.7	1.7	1.9	1.9	1.8	1.2	1.1
		環境	基準	未	達成水域数	1	0	0	1	1	1	1	2	1	0
	環境基準類型指定水域数					12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	達成率%(環境基準達成水域数/指定水域数×100)						100	100	92	92	92	92	83	92	100

[※]太字かつ網掛けの地点は、環境基準未達成の地点です。

(8) 与那覇湾・伊佐海域の水質の経年変化

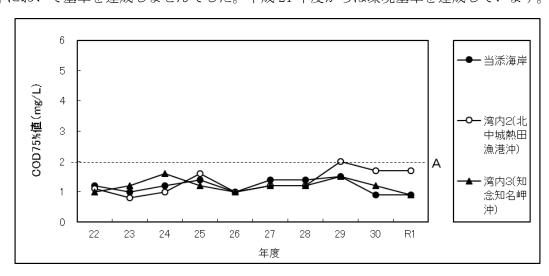
海	-lv	严	類	基											
域 No.	水 域 No.	環境基準 類型指定 水 域 名	型	準値	測定地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
					松原地先	1. 6	2. 6	1. 0	1.4	1. 0	2. 5	1. 2	0. 7	1. 2	1. 2
12	13	与那覇湾	_	_	沖縄製糖旧さん橋北端	1.8	4. 0	2. 4	2. 0	2. 0	2. 7	2. 9	1.3	4. 8	2. 4
					与那覇地先	1.8	3. 2	1.8	1.4	1.8	2. 4	1.7	1. 2	2. 0	1.0
					残波岬南	0.8	1.0	1. 7	1.6	1. 9	1.8	1. 9	1.6	1.4	1. 2
					比謝川河口北	1.1	0.8	1. 7	1.8	1.8	1. 7	1. 9	1. 6	1.5	1.4
					比謝川河口南	1. 2	0. 7	1.8	1.8	1. 9	1. 5	1. 9	1. 6	1.6	1.3
					水釜地先	0.8	0.8	1. 6	1. 7	1. 9	1. 4	1. 9	1. 6	1.4	1. 2
13	14	丹北海域	_		砂辺地先	0. 9	0. 7	1. 2	1. 9	1.8	1. 6	1. 9	1.8	1. 7	1. 2
13	14	伊佐海域	_	_	白比川地先	0. 9	1.0	1. 5	1.8	1. 9	1. 7	1.8	1. 7	1.6	1.3
					大山地先	0. 7	0.8	1. 6	1.5	1. 9	1. 7	1. 9	1. 7	1.5	1.3
					沖電地先	1. 0	0. 9	1. 3	1. 7	1.8	1. 6	1. 9	1. 7	1.5	1.3
					港川地先	0.8	0. 7	1. 5	1.8	1. 7	1. 5	1.6	1.8	1.5	0. 9
					キャンプキンザー地先	1.0	0.8	1.8	1.6	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.1

(9) 各海域の概況及び水質

ア 中城湾

中城湾は、沖縄島中南部の東海岸に位置し、勝連半島、津堅島、久高島及び知念半島に囲まれた面積約240km²の水域で、昭和49年4月には、重要港湾に指定されています。

昭和49年度に環境基準のA類型(COD 2 mg/L)に指定しており、環境基準点における水質の経年変化は昭和58年度以降各地点とも環境基準を達成していましたが、平成20年度に当添海岸において基準を達成しませんでした。平成21年度からは環境基準を達成しています。



中城湾の水質(COD75%値)経年変化

イ 与勝海域

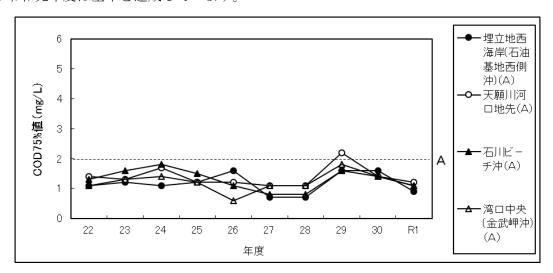
与勝海域は、沖縄島中部東側に位置し、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島及び勝連半島周辺の面積約66km²の金武湾に接した水域で、陸域には、石油貯蔵基地が立地しています。

昭和49年度に環境基準のA類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は 各地点とも良好な状態を維持し、指定以来継続して環境基準を達成しています。

ウ 金武湾

金武湾は、金武岬と勝連半島に囲まれた面積約 150km²の水域で、湾口は狭く湾奥に向かって 入江を形成しており、湾口から湾中央にかけては水深が深いことから、周辺石油及び電力企業へ の原油等の運搬のために大型タンカー船が航行します。また、同湾は勝連半島と平安座島間の海 中道路、平安座島、宮城島及び伊計島で外海と隔てられており、海水の交換は、もっぱら湾口に 頼っています。

昭和49年度に環境基準のA類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は各地点とも良好な状態を維持しており、平成5年度より継続して環境基準を達成していましたが、平成29年度に原因は不明ですが天願川河口地先基準を達成していません。平成30年度及び令和元年度は基準を達成しています。

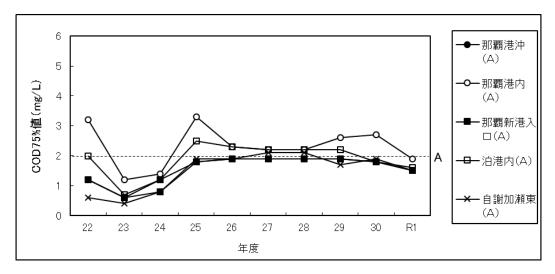


与勝海域、金武湾の水質(COD75%値)経年変化

工 那覇港海域

那覇港海域は、那覇新港埠頭の伊奈武瀬から沖合いの自謝加瀬、干ノ瀬のサンゴ礁を経て那覇空港北岸に囲まれる面積約11km²の水域で、那覇港、泊港及び那覇新港が立地しており、背後には、那覇市街地が広がっています。

昭和50年度に環境基準のA類型に指定しています。最近10年間において、那覇港内は平成25年度以降環境基準未達成となっていましたが、令和元年度は環境基準を達成しました。泊港内では平成19~24年度、自謝加瀬東では平成19及び27年度を除く年度で環境基準を達成しました。那覇港沖と那覇新港入口では最近10年における基準超過はありません。

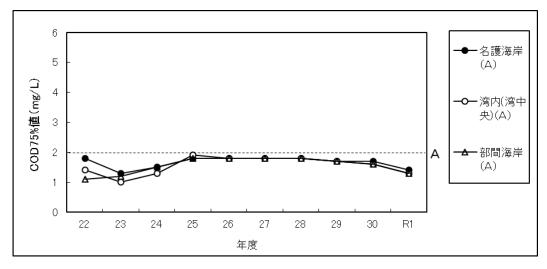


那覇港海域の水質(COD75%値)経年変化

才 名護湾

名護湾は、沖縄島北部西海岸に位置し、部瀬名岬と本部半島を結ぶ海岸線に囲まれた面積約47.6km²の水域で湾奥には名護市の市街地域が広がっています。また、名護市世富慶以南は昭和47年に沖縄海岸国定公園に指定されています。

昭和50年度に環境基準のA類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は 各地点とも良好に推移し、昭和54年度以降継続して環境基準を達成しています。

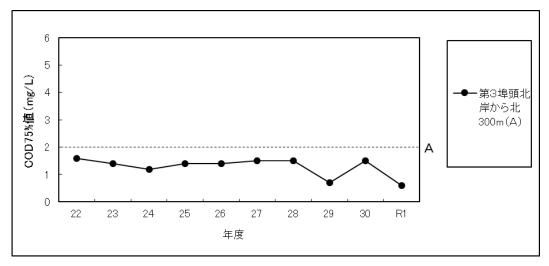


名護湾の水質 (COD75%値) 経年変化

カー平良港

平良港は、宮古島西方に位置し、宮古島市の市街地に面しています。

昭和52年度に環境基準のA類型に指定しており、環境基準点における水質の経年変化は良好に推移し、継続して環境基準を達成しています。



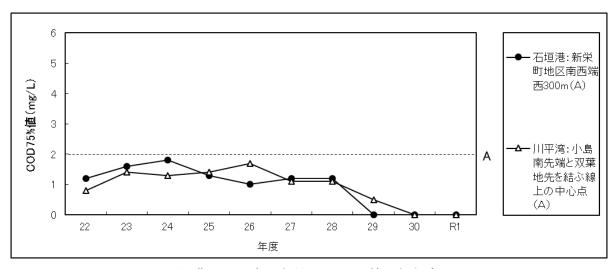
平良港の水質(COD75%値)経年変化

キ 石垣港、川平湾

石垣港は、石垣島南部に位置し、面積約 19km² の海域で石垣市街地に面し、八重山地域の流通港としての中核をなしています。昭和 52 年度に環境基準の A 類型に指定しています。

川平湾は、石垣島北西に位置する風光明媚な入江で、昭和 49 年度に水産資源保護法に基づく水産動物の繁殖、保護、培養のために必要な措置を講ずるべき保護水面として指定されており、昭和 52 年度に環境基準の A 類型に指定しています。また、平成 19 年に西表国立公園が拡張され西表石垣国立公園となった際に、国立公園の区域に編入されています。

両海域の環境基準点における水質は良好に推移し、直近10年間は環境基準を達成しています。

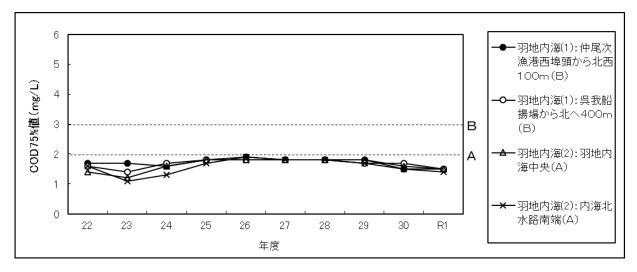


石垣港、川平湾の水質(COD75%値)経年変化

ク 羽地内海

羽地内海は、沖縄島北部海岸に位置し、本部半島及び屋我地島に囲まれた面積約 12km²の風光明媚な内海で、沖縄海岸国定公園及び国設鳥獣保護区に指定されています。

環境基準を昭和57年度に湾奥部の羽地内海、我部祖河川の河口域をB類型(COD 3 mg/L)に指定し、その他の海域部をA類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は、各地点とも良好に推移しており、昭和63年度より継続して環境基準を達成しています。

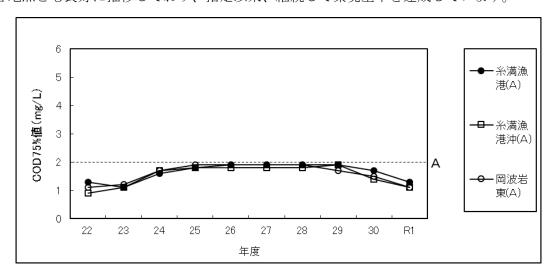


羽地内海(1)及び(2)の水質(COD75%値)経年変化

ケ 糸満海域

糸満海域は、沖縄島南部海岸に位置した海域で、糸満市糸満から潮平にかけての西側約 274 km²を埋立て、糸満臨海工業団地、中小企業団地、沖合側の漁港後背地には水産食品加工団地が建設されているほか、埋め立て地北側は新興住宅地となっています。

昭和60年度に環境基準のA類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は 各地点とも良好に推移しており、指定以来、継続して環境基準を達成しています。



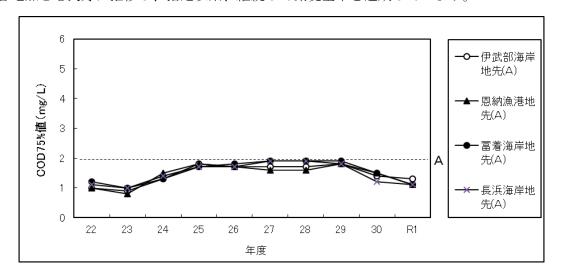
糸満海域の水質(COD75%値)経年変化

コ 恩納海域

恩納海域は、沖縄島北部西海岸に位置し、30 数キロに及ぶ風光明媚な海岸線は、白い砂浜とエメラルド色に輝く海、切り立った海蝕崖など変化に富み、昭和47年に沖縄海岸国定公園に指定されています。また、一帯は沖縄を代表する観光・リゾート地として賑わっており、大型リゾ

ートホテル等の関連施設が数多く立地しています。

平成6年度に環境基準のA類型に指定していますが、環境基準点における水質の経年変化は 各地点とも良好に推移し、指定以来、継続して環境基準を達成しています。



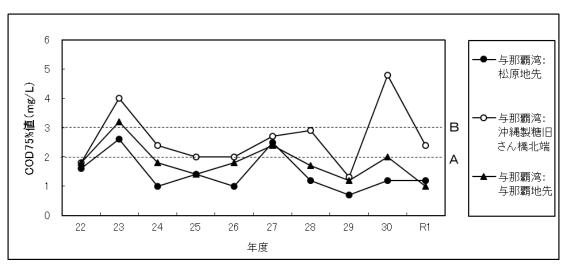
恩納海域の水質(COD75%値)経年変化

サ 与那覇湾、伊佐海域

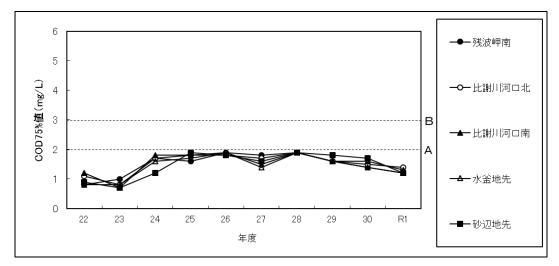
閉鎖性海域である宮古島の与那覇湾及び、沖縄島中部西海岸の伊佐海域は、水質環境基準の類型指定を行っておりませんが、水質の状況を把握するために昭和 55 年度より与那覇湾3地点、平成7年度より伊佐海域10地点で水質測定を実施しています。

与那覇湾においては、年度により COD 値が 3 mg/L を超えることがありますので、B 類型として評価しても基準を達成できない可能性があります。

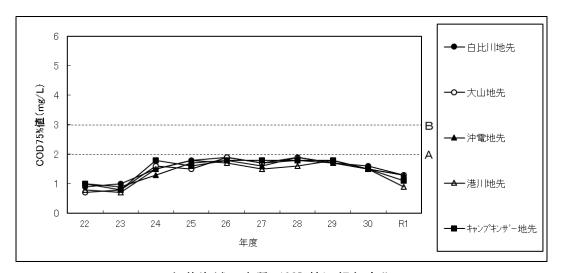
伊佐海域においては、水質の経年変化は良好に推移し、測定以来継続して COD 値 2 mg/L 以下となっており、A 類型として評価しても基準を達成できる良好な結果となっています。



与那覇湾の水質 (COD 値) 経年変化



伊佐海域の水質 (COD 値) 経年変化



伊佐海域の水質(COD値)経年変化

(10) 令和元年度 主要水浴場水質調査結果

	知無		な な 水質AA	なし 水質A	な な 水質A	なし 水質A	なし 水質AA	なし水質A	なし水質A	なし 水質A	なし 水質A	なし水質A	なし 水質A	な と 水質AA	なし 水質A	なし水質A	な と 水質AA	なし 水質AA	
)度	平平均	~	~	~	>1		~	~		~	~	>1			~	~		
	透明度 (m)	最大	~	~	~			~	~		~	~	>1	\		~		>1	
		大			~														
4	На	●	8.1	8.4	7.9	8.1	7.9	8.0	7.7	7.7	8.2	8.1	8.2	8.0	8.1	8.1	8.1	8.0	
遊泳期間中		均制最小	8.0	8.0	7.7	9.7	7.7	7.7	9.7	1 7.6	8.1	8 8.0	8.1	.5 7.9	7 8.0	7 8.0	8 8.0	.5 7.9	
/ 類	D (T)	計	0.1	1.1		1.5	1.4	1.6	9.1	1.4	1.5	0	1.0	5 <0.	0.7	1.7	2 1.3	5 <0.	
	(mg/L)	ト撮大	1.6	5 1.6	1.2	1.6	1.6	1.6	2.0	1.4	2 2.0	5 1.3	.5 1.1	5 <0.	5 0.9	3 2.0	5 2.2	5 <0.	
	γ	9 最小	0)	0)	1.0	1.2	1.0	1.4	1.0	1.4	1.2	\$	0>	<0>	<0>	1.6	0	0>	
	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	平平均	\\ \	3.5	က	3	<2	2	es	80	2	7	24	<2	10	10	<2	<2	
	ら便性大腸菌類 (個/100mL)	ト撮大	4	∞	9		2	10	01	50	_ლ	15	28	<2	32	12	4	2	
	本 日	最小	0 <2	0 <2	2 <2	2 3 <2	2 <2	2 33 2	2 <2	2 <2	5 <2	9 <2	9 2	2 <2	23 <2	8 8	23 <2	$\begin{vmatrix} 2 \\ 0 \end{vmatrix}$ <2	23
	語田		A 7/10 8/5	A 7/10	7/2	7/2	A 7/2	A 7/2	7/2	A 7/2	8/5 8/6	A 7/31 8/19	A 8/19	A 7/2	7/23	A 7/23	7/23	A 7/2	7/93
	計		水質AA	水質AA	水質A	水質A	水質AA	水質AA	水質A	水質AA	水質AA	水質AA	水質AA	水質AA	水質A	水質AA	水質A	水質AA	1
	担力	丘 茶	なしな	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
		平均	~	~	~	>1	>1	7	~	>1	~	~	>1	>1	>1	7	>1	1<	
	透明度 (m)	最大	~	~	~	~	$\overline{}$	$\overline{}$	~	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	~	~	$\overline{}$	$\overline{}$	~	×	
		最小	~	~	~	~	$\overline{}$	~	~	Ξ.	~	~	~	~	Ξ.	~	~	<u> </u>	
	На	最大	8.0	8.0	7.9	7.8	7.8	8.0	7.7	7.8	8.2	8.2	8.3	8.2	8.3	8.1	8.2	8.2	
遊泳期間前	ŭ	最小	7.9	7.9	7.6	7.6	7.7	7.7	7.7	7.6	8.2	8.1	8.0	8.1	8.0	8.0	8.1	8.1	
遊泳		平均	1.3	6.0	1.2	1.1	1.5	1.0	1.0	6.0	1.6	<0.5	9.0	<0.5	1.1	6.0	1.4	<0.5	
	COD (mg/L)	最大	2.4	1.4	1.4	1.3	1.9	1.3	1	1.3	1.7	<0.5	9.0	<0.5	1.7	1.3	2.0	<0.5	
		最小	0.5	0.7	8.0	8.0	1.0	<0.5	8.0	9.0	1.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
	:菌群数 ル)	中	\$	\$	9	4	<2	\$	တ	42	\$	\$	<2	< 2	55	\$	=	<2	
	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	最大	\$	42	20	10	2	2	24	\langle 2	\$	\$	<2	< 2	190	2	24	<2	
		最小	\$	42	\$	<2	<2	\$	\$	<2	\$	\$	<2	<2	<2	\$	2	<2	
	調用	!	4/3	4/3 4/9	4/3	4/3	4/3	4/17	4/3	4/3	4/22 4/23	4/22 5/9	4/22 5/9	4/8	4/17	4/16 4/17	4/17	4/8	4/17
1	水浴場名		奥間ビーチ	エメラルドビーチ	万座ビーチ	リザンシーパーク	サンマリーナ	タイガービーチ	ムーンビーチ	ルネッサンス	波の上ビーチ	前浜ビーチ	パイナガマビーチ	真栄里ビーチ	美々ビーチ	阿波連ビーチ	西原きらきらビーチ	クラブメッドカビラビーチ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	<u>9</u>		-	2	∞	6	10	11	12	13	19	23	24	27	33	34	35	36	

(11) 令和元年度に発生した魚類のへい死事故

	X +0 4- D D	発生地	点		へい死気	魚種数		備考
No	通報年月日	水域名	市町村名	管轄	魚種	魚数(匹)	死因	衛研や保健所の調査概要
1	R1/05/23	金武湾 (海中道路よあけ橋付近)	うるま市	中部	リュウキュウド ロクイ、フグ等	リュウキュ ウドロクイ (数十匹)、 フグ(1)、 その他(1)	不明	県職員(中部保健所)が現場を確認したのは、死魚発生から1日は経過しているとみられることから、水質分析は行わないこととした。 周辺で行われた橋脚工事は周りを矢板で囲っていること、現場が海域であり農薬は海水で直ちに希釈されることなどから、これらによる影響は考えにくい状況であると判
2	R1/07/02	中城湾 (泡瀬大橋付近)	沖縄市	中部	テラピア、ボラ	テラピア (1)、 ボラ(1)	不明	衛研調査では試料水、死魚から農薬は不検出。 保健所簡易水質検査より、溶存酸素 4.3mg/L、NH3態窒素0.5~1mg/Lと、生物が生息しにくい水質環境とは言えない。 死魚の約10時間程度経過後に試料採取したものであり、原因については不明。
3	R1/08/16	和仁屋ンブガー	北中城村	中部	タイ、カニ、 グッピー、エビ	タイ(十数匹)、他数匹	不明	衛研調査では試料水、死魚から農薬は不検出。 保健所簡易水質検査より、溶存酸素 2.7mg/L、NH3態窒素0.2mg/Lと、生物が生 息しにくい水質環境とは言えない。 死魚発生から通報までに1日、現場確認までにさらに2日経過しており、原因については不明。 へいし魚発生時に石けんの匂いがするとの情報があったため、陰イオン活性剤成分についての簡易検査を行ったところ、基準値以下であった。
4	R1/09/02	イキントー川ため池 (農業用ため池)	粟国村	南部	コイ等	8匹程度	不明	離島(栗国島)での事故であり、採水に必要な器具等がなかったため、採水は行わなかった。 死魚も腐敗が進行しており、分析は行わなかった。 原因については、水温上昇と小雨に伴う水の滞留による溶存酸素の低下によるもので
5	R1/10/17	南部農林高校内水路 (長堂川支流)	豊見城市	南部	ティラピア	約50匹	不明	衛研調査では試料水、死魚から農薬は不検出。 死魚発生後、2.3時間後に検体の採取を行っており、死魚発生当時の水質環境を反映していると考えられるが、検体から農薬は検出されていない。 水質検査の結果ではDOが低いこと、BOD及びNH3-Nの値が高いことから、生活雑排水や畜舎排水の流入が原因ではないかと考えられる。 ティラピアレイクウイルスに関する調査については水産海洋技術センターにて対応することとなった。
6	R1/11/22	真喜屋大川 (真喜屋ダム公園下流河 川)	名護市	北部	ウナギ、ティラ ピア等	約100匹以 上	不明	衛研調査では資料水、死魚から農薬は不検出。 水質検査によりBODが30mg/Lとなっていた。 近くに養豚団地があり、同施設からの排水による影響についても考えられるが、同施設からの排水はパキュームでくみとりしており、排水口からは排水していないとのことで、原因は不明。
7	R1/12/08	三角池 (豊見城市与根)	豊見城市	南部	ティラピア		の他の	三角池上流から水溶性塗料が流れ込んでいることを確認。使用塗料には、いずれも地面や排水溝、河川への排出を行わないようにとの記載あり。また衛研調査により、ティラピアのエラと内臓から農薬メチダチオンが検出された。・以上より、へい死の原因は農薬及び水質悪化の複合的な要因によるものと考えられる。・豊見城市を通じて、農家への周知依頼文書を発出。豊見城市は広報により、周知を行った。

8	R2/02/26~ R2/3/27	漫湖	豊見城市	南部	不明	右記のとお り	不明	2月下旬から3月下旬にかけて複数回発生 している。 2/24 : ティラピア4匹 2/26 : ティラピア5匹 3/3 : 30匹以上 3/4 : ティラピア3匹、オオウナギ2匹、 グッピー数匹 3/27 : ティラピア7匹
---	----------------------	----	------	----	----	------------	----	---

(12) 県内の公共用水域で発生した魚類へい死事故の原因 (過去 5 年分)

	and all Met		発生原因及び発生数			
年度	発生数	急性 中毒	急性中毒原因物質	呼吸 障害	その他	不明
平成27年	8	1	・メチダチオン	0	0	7
平成28年	16	2	フェンバレレートフェントエート	5	1	8
平成29年	11	0	—	3	2	6
平成30年	4	0	—	0	1	3
令和元年	8	1	・メチダチオン	0	0	7
計	47		4	8	4	31

(13) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

①河川 基準値単位: mg/L

	①河川				基	隼値	単位:mg/L					
河 川 No.	河 川 名	水 域 No.	環境基準類型 指定水域名	類型	基準値	(旧類型)	水域の範囲	達成期間	利用目的	環境基準点	指 定 年月日	※当初指定 年月日
		1	比謝川(1)	В	3	-	比謝橋下流のえん堤から与那原川合 流点までと長田川		上水道用水	比謝川ポンプ場		
1	比謝川	2	比謝川(2)	e	5	1	トニー橋から与那原川合流点まで	ф	環境保全	 		S49. 3. 4
		3	<u>比謝川(3)</u>	<u>C</u>	5	D	与那原川合流点から上流とハンザ川 の昭和橋まで	イ	工業用水	与那原川合流点		
		4	国場川(1)	С	5		明治橋から真玉橋まで		工業用水	那覇大橋		
2	国場川	5	国場川(2)	E	10	-	真玉橋から上流の一日橋までと長堂 川の翔南製糖取水せきまで	Л	環境保全	真玉橋		\$49. 3. 4
2	満名川	6	<u>満名川(1)</u>	<u>A</u>	2	В	伊野波川合流点から渡久地橋まで	1	そのほか	渡久地橋		S50. 3. 6
3	心 石 ハ	7	満名川(2)	Α	_	- 1	伊野波川合流点から上流	П	農業用水	伊野波川合流点		330. 3. 0
4	福地川	8	福地川	Α	2	-	福地ダム及び福地川上流	ィ	上水道用水	福地ダム		S50. 3. 6
		9	<u>天願川(1)</u>	<u>B</u>	3	С	川崎ポンプ場えん堤から河口まで	1	工業農業用水	河口		
5	天願川	10	天願川 (2)	В	3	- 1	川崎ポンプ場えん堤より上流と川崎 川上流カニカラン川合流点まで	П	上水道用水	合流点下流100m		S50. 9. 18
6	漢那川	11	漢那川	Α	2	_	沖縄県企業局取水場跡から上流	イ	水道用水	漢那ダム		S51. 3. 18
7	羽地大川	12	羽地大川	Α	2	-	川上橋下せきから上流	イ	水道農業用水	名護市取水点		S51. 3. 18
		13	我部祖河川(1)	Α	2	-	喜知留川合流点から上流	イ	水道用水	石橋(山田橋)		
8	我部祖河川		我部祖河川(2)	<u>A</u>	2	D	喜知留川合流点から下流の奈佐田川 合流点まで		農業用水	奈佐田川合流点から上流100m		S51. 3. 18
		15	我部祖河川(3)	Α	2	_	奈佐田川全域	П	水道用水	奈佐田川合流点から支川上流100m		
9	新川川		新川川(1)	Α	2	_	河口から新川ダムまで	イ	上水道用水	下流の高江橋		S52. 4. 25
		17	新川川 (2)	Α			新川ダムから上流	イ	水道用水	新川ダム		
10	安波川	18	<u>安波川(1)</u>	<u>A</u>	2	В	河口から安波小中学校後方堰堤まで	1	環境保全	安波大橋	H16. 3. 30	S52. 4. 25
		19	安波川(2)	Α		-	安波小中学校後方堰堤から上流	1	自然環境保全	長福地橋		
11	普久川	20	普久川 (1)	<u>A</u>	2	В	安波川合流点から御拝橋上流400m の沢まで	1	環境保全	御拝橋		S52. 4. 25
		21	普久川(2)	Α		_	御拝橋上流400mの沢から上流	イ	水道用水	御拝橋上流420mの沢		
12	汀間川	22	<u>汀間川(1)</u>	<u>A</u>	2	В	河口から三原小学校前堰堤まで	イ	環境保全	嘉手苅橋から上流200m		S52. 4. 25
		23	汀間川 (2)	Α		_	三原小学校前堰堤から上流	イ	水道用水	三原橋		
	久茂地川	24	<u>久茂地川</u>	<u>C</u>	5		全域	_	環境保全	泉崎橋		S53. 3. 15
14	安里川	25	<u>安里川</u>	<u>D</u>	-	Ε	全域	イ	環境保全	安里新橋		S53. 3. 15
15	安謝川	26	安謝川	<u>C</u>	5	Ε	全域	イ	環境保全	安謝橋		S53. 3. 15
16	報得川	27	報得川	Ε	10	_	川尻橋から上流		環境保全	水位計設置点		S54. 4. 9
17	牧港川	28	牧港川	С	5	1	宇地泊川合流点から上流の陽迎橋ま でと支川宇地泊川の比屋良川橋まで	1	環境保全	境橋上流50m 大謝名橋上流200m		S55. 6. 12
18	辺野喜川	29	辺野喜川	Α	2	_	辺野喜橋から上流	1	水道用水	辺野喜橋		S57. 7. 12
19	饒波川	30	饒波川	D	8	_	全域	Л	農業用水	石火矢橋		S58. 7. 21
20	源河川	31	源河川	A	2		全域(支川も含む。)	1	水道用水	取水場		S63. 3. 25
21	平南川	32	平南川	Α	2	_	全域(支川も含む。)	1	水道用水	アザカ橋下流30m		H1. 4. 25
	大保川	33	大保川	<u>A</u>	2	В	大保大橋から上流全域(支川も含む。)	1	水道用水	田港橋		H1. 4. 25
23	宮良川	34	宮良川	Α	2		支川を含む全域(底原ダムを除 く。)	1	水道用水	平喜名橋		H2. 1. 16
24	名蔵川	35	名蔵川	Α	2		支川を含む全域	1	水道用水	石糖取水場前		H2. 1. 16
25	雄樋川	36	雄樋川	D	8	-	全域(支流も含む。)	п	農業用水 環境保全	前川(前川橋) 石川橋		H9. 2. 28

[※]水域名下線表記地点は、平成16年度から類型見直し(上位類型に)を行った水域

[※]平成25年3月12日、比謝川の水域類型指定改正。比謝川(2)を廃止し、比謝川(1)及び比謝川(3)の2水域の指定に改正。

達成期間の分類は、次のとおりとする。ロ (1)「イ」は、直ちに達成、(2)「ロ」は、五年以内で可及的速やかに達成、(3)「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成。

②海域

基準値単位:mg/L

	乙洪	*-24			- 基準	值単位:mg/L				
海 域 No.	水 域 No.		境基準類 指定水域 名	類 型	基準値	水域の範囲	達成期間	利用目的	環境基準点	指 定 年月日
1	1	中场	戍湾	Α	2	勝連半島から南部知念半島に 至る沿岸と沖合の離島久高 島、津堅島に囲まれた全域	1	水産資 源 水浴	当添海岸 北緯26°11′東経127°47′ 湾内2 北緯26°16′東経127°50′ 湾内3 北緯26°12′東経127°50′	\$50. 3. 6
2	2	与朋	养海域	A	2	勝連崎、北緯26°16′東経 128°01′、北緯26°25′東経 128°01′、北緯26°25′東経 128°、北緯26°22′東経 127°56′、東経127°56′・ 海中道路との交差点を結ぶ線 と海中道路、勝連半島に囲ま れた全域	1	水産資 源 水浴	埋立地西海岸 北緯26°22′東経127°57′	\$50. 3. 6
3	З	金武	式湾	A	2	海中道路、海中道路・東経 127°56′、北緯26°22′東経 127°56′、北緯26°25′東経 128°の各点と金武岬を結ぶ線 とその沿岸に囲まれた全域	イ	水産資 源 水浴	天願川河口地先 北緯26°22′東経127°53′ 石川ビーチ沖 北緯26°25′東経127°50′30″ 湾口中央 北緯26°25′東経127°58′	\$50. 3. 6
4	4	那罩	猜港海域	Α		安謝埋立地北側先端、北緯 26°14′30″東経127°39′ 30″(自謝加瀬)、北緯26° 13′東経127°38′30″(浅ノ瀬)、北緯26°12′30″東経 127°38′30″(儀間ノ瀬)、 北緯26°12′30″・陸地との 交差点の各点を結ぶ線とその 沿岸に囲まれた海域	П	港湾水産資源	那覇港沖 北緯26°13′15″東経127°39′25″ 那覇港内 北緯26°12′20″東経127°40′20″ 那覇新港入口 北緯26°13′50″東経127°40′45″ 泊港内 北緯26°13′15″東経127°41′05″ 自謝加瀬東 北緯26°14′30″東経127°39′45″	\$51. 3. 18
5	5	名護湾海域 A		Α	2	部瀬名岬と名護市と本部町の 境界を結ぶ線とその沿岸に囲 まれた海域	イ	水産資源	名護海岸 北緯26°35′00″東経127°58′30″ 湾内 北緯26°34′00″東経127°57′00″ 部間海岸 北緯26°36′00″東経127°54′	\$51. 3. 18
6		宮古海域	平良港海 域	Α	2	北緯24度48分48秒、東経125度 17分を中心とする半径3.5kmの 円内の海域	П	港湾 水産資 源 水 浴	第3埠頭北端から北へ300m 北緯24°48′25″東経125°16′34″	S52. 4. 25
7	7		石垣港海 域	Α	2	川バナ三角点(北緯24度20分48 秒、東経124度8分52秒)から 方位角253度10分の向きに距離 420mの地点を中心とする半径 3.8kmの円内の海域	П	港湾 水産資 源 水 浴	浜崎地区南埠頭埋立予定地から西へ 300m 北緯24°20′03″東経124°08′38″	S52. 4. 25
8	8	海 域 川亚湾海		Α	-	点イと点口を結ぶ直線、点ハ と基点2を結ぶ直線及びその 沿岸に囲まれた海域	イ	水産資源	小島南先端と双葉地先を結ぶ線上の 中心点 北緯24°27′00″東経124°08′50″	S52. 4. 25
9	9	羽 地	羽地内海 (1)	В	3	沖縄本島沿岸、奥武橋、奥武 島沿岸、直線A1及び直線A2 に囲まれた区域	П	水産資源	仲尾次漁港西埠頭から北西100m 北緯26°37′30″東経128°01′40″ 呉我船揚場から北400m 北緯26°37′45″東経128°00′30″	S57. 6. 3
J	10	内海	羽地内海 (2)	A	2	沖縄本島沿岸、直線A1、直線A2、奥武島、屋我地大橋、屋 我地島沿岸及び直線Bに囲まれた区域	1	水産資 源	羽地内海中央 北緯26°38′40″東経128°00′45″ 内海北水路南端 北緯26°39′25″東経127°59′40″	\$57. 6. 3

10	11	糸満海域	A	2	北緯26°09'00"東経127°40' 11"、北緯26°09'00"東経 127°38'23"、北緯26°06' 09"東経127°38'23"、北緯 26°06'09"東経127°39'49" の各点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	1	港湾水産資源	糸満漁港 北緯26°07′33″東経127°39′38″ 糸満漁港沖 北緯26°07′24″東経127°39′00″ 岡波岩東 北緯26°08′15″東経127°38′40″	\$60. 9. 13
					読谷村残波岬の北端、北緯26°32′29″東経127°54′23″の		北产资源	伊武部海岸地先 北緯26°31′30″東経127°55′42″ 恩納漁港地先 北緯26°30′00″東経127°51′26″	
11	12	恩納海域	A	2	点、名護市部瀬名岬の西端の各地 点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた 海域	1	水産資源水浴	富着海岸地先 北緯26°27′08″東経127°48′38″	H6. 4. 22
								長浜海岸地先 北緯26°25′21″東経127°44′26″	

(備考)

- 1. 類型の欄のA, B, C, D及びEには、河川に係るものにあっては昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号 別表2の1の(1)アの河川の表の類型、海域に係るものにあっては同告示別表2の2アの表の類型を示す。
- 2. 達成期間の分類は次のとおりとする。
- 「亻」は、直ちに達成
- 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 3. 川平湾海域の基点及び点の位置

基点1 石垣市字川平地先 俗称 チャバンチキ離 基点2 石垣市大字川平小字仲筋1131-8地先の岩

点イ 基点1から123度9分412mの点 点ロ 基点1から304度1分25mの点 点ハ 基点2から352度36分42mの点

4. 羽地内海の直線

「直線A1」とは奥武島南端から東経128度00分55秒と沖縄本島沿岸との交点(点イ)に引いた直線。

「直線A2」とは点イから北緯26度38分と沖縄本島沿岸との交点に引いた直線。

「直線B」とは点イから北緯26度40分45秒と沖縄本島沿岸との交点と東経128度00分43秒と屋我地島との交点を結ぶ直線。

5. 北緯、東経の座標については、類型指定当時に使用されていた旧測地系(日本測地系)による

生活環境保全に関する環境基準(河川)

			1 - 1 - 1 A A A A A A A A A A A A A A A	(70-1 (7 37-17		
項目				基準値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数
АА	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL以下
Α	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,00MPN/100mL 以下
В	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL以下
С	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	_
D	工業用水2級・農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	_
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	_

生活環境保全に関する環境基準(海域)

項目				基準値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
Α	水産1級・水浴・自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	
В	水産2級・工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	1	
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	_	

(14) 水質汚濁防止法の特定事業場数(各保健所別)(令和2年3月末現在)

		那覇市		TEL.	南部保健所		中部(中部保健所	-	北部保健所	健所	闽	宮古保健所	八重	八重山保健所		1	사람
大園法施行令別表第一の号番号	排水量 50m³/ 日以上	本 本 市 50m³/ 田未逝	画 / 撰	排水量 50m³/ 日以上	排水量 150m ³ / 11年描	作 書 報 33 日	排水量 50m³/ 目以上	排水圖 50m³/ 日未逝	排水量 有 50m³/ 害 日以上	· 一一一一一	排水量 有 50m³/ 害 日未描 害	排水量 50m ³ / 害 日以上	44.7 mm 250m3 / Em 4 x mm 2 mm 3 / Em 3 / Em 4 x mm 2 mm 3 / Em 4 x mm 2	排水量 有 50m³/ 害 日以上	排水量 50m³/ 日未逝	排水量 者 50m³/ 害 日以上	量 / 上	# * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
Н															_			
1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設				3	97		4	15	2	9	49	~~~		13	17		14	178
2 畜産食料品製造業の用に供する施設				3	11		3	4		2	2		1	-	3		8	21
3 水産食料品製造業の用に供する施設				=	11			3			4		2		5			25
4 野菜・果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設					4			3		2	9	-	3		=		2	173
5 みそ・しょう油等製造業等の用に供する施設					7			2		-	3			-	1			13
7 砂糖製造業の用に供する施設				4	1		1	,		4}		9		9	-		20	1}
8 / パンもしくは菓子の製造業又は製あんぎ業の用に供する粗製あんの沈殿槽												-	=		2			3
9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	_						•	~		~		3	_	_	_			
10 飲料製造業の用に供する施設	_		11	3	11		1	15		4	17	2		_	13		10	21
11 動物系創数又は有機質問数の製造業の用に供する施設					8		2	3			8	-	2		_		3	24
19 世祖老祖影弟兼任田广有上权格略			ļ.,				-	- -		_			6	_	-			~
12 邓阳 12 12 12 12 13 13 15 15 15 15 15 15	1	1	l	c			-	-	1	T			1	+	Ī		c	õõ
10 公々母妻這の用に供する湯点心設				7	C			~~				_	,	_	-		7	Ö
1/ 豆腐・煮豆製造の用に供する湯煮施設			1:	3	96			8			25	~	2		3		4:	95
18 イソスタントコーヒー製造業の用に供する施設								~										=
18の2 冷凍調理食料品製造業の用に供する施設	-						1	}		~			-		_		-	
H	ľ		0		6		_	-		ļ		_		_	<u></u>			ŭ
t	-	1	1	1	1		-	+	1	+			+	1	Ī		1	5
20		1	_		1		-		+	_			+	+		1	-	~
+			_				~~	_		-	-		-	_			_	33
							=										-	
23の2 新聞・出版・印刷・製版業の用に仕ずる施設					6	-							-	_	_			23
+			-		7	-	-	~~		-		-	+				-	7 -
+							-	-		_		_	,	_			-	
30 発酵工業の用に供する施設							}	~~		}			1;	~				1}
49 農薬製造業の用に供する混合施設	_						3	{		~			-	~				
t	-		_									_	-	-			I	
†		1	_	-	ľ	1	-	+	+	1		_	+	+	1		1	- -
53 カラス又はカラス製品の製造業の用に供する施設							;					_	_	-			-	13
54 セメント製品製造業の用に供する施設				•••	_			7			2							16
	-		3		7			906		2	ō		ō		3		7:	50
LTT・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ī		,	-	2		1	202		3	>	_	,	_	5			9
			_					~		7		-	+	_			_	=
57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設							}	~		}				-				~~
								ł				7	-	-			_	
ł	ľ]	-			-	č		-			-	1			I	¥
			_	-			-	ŝ	1	~;	-	-	1	+	1		-	f"
+							7	~~~						~~			3	~~
61 鉄鋼業の用に供する施設				•••			7					~			-		1.	
62 非鉄金属製造業の用に供する施設					_													=
63 金属製品製造業文は機械器具製造業の用に供する施設	-						1 1			~			-		_		1	
63の2 空き76人制売業の間に仕ずる自動計等77人協													-		_			
+	ľ	1		1			ĉ	-	1	+		-	+	+	1		c	╁
+				-1.			7	-	1				†	+			17	~
7.				-			-	~	1	7		,	_	_			4:	7
+			1 1	2	2		13 1										3 3	=
66 電気めっき施設								1}	1	~				-	-			1
66の2 エチレンオキサイド又は1.4-ジオキサンの混合施設								-				-			_			
╀	c		-	7	30		1 26	99		· / /	Ua	Ç	110	108	70.		1	370
OUCO A HEST MENT OF SUPERVIOUS AND A	2			,	90		-	90		ĵ.	00	2	17	6 0	6/			5
+							7	Ŧ,	1	1			1	7			4 0	5
+	Ĭ			7	3		-	_		_		-	+	_			7	4
66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設 (420㎡以上)				•••			6 1	-				2	-		-		8	2
66の7							1	~		~					-			~~
67 洗たく業の用に供する洗浄施設			3	4	24		6 3	12		- -	16		2	2	3		13 3	99
68 写画物の第二日 日本 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日			4			6	36	~	-	_		_	-	_	35	6		133
6			-	0	0	10	1 12	-		-	-	-	-	-	5	1	101	ŭ
+			1	0	7	2	0	-	1				+	+	Ī		2	õ
+				-				~~							-		7	3
70の2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設					_			-			=							e
L			101		80			673		_	16.		9	_	10			1983
7.1 国现代中国化厂的设置 计设置 医二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲	-	1		c	c	٢	2	-	V.	ļ	0	-	ē	č	9	c	11.	O V
+		1	5	7	8	,	0 0	0	4	_	0		ò	7	0	0	0	04
4				-	7			e e	1	_	4:			_	7		_	Ē
71の4 産業廃棄物処理施設					2	1	}	~~		1}				-			1	2
72 し尿処理施設(500人以下のし尿浄化槽を除く)	_			52	10		969	111		18}	3:	12	4	14}	_		165	28
73 下水道終末伽理施設	-			9			4 3			4		-		33	_		19	
7. 一名中国教師とい共子よれて今日は福祉			ļ.,	-			? ~	-		_			_	3	-			č
/+ 一 14左手木物 2.15 沙田 C 47の 3/87 左地区	I	l	L	ł	L	l	ı	~	1	-	l.	1	ļ	1	Ī		ı	7
#~	9	-	42 9	105	7 421	14	159 27	277	82	92	261 3	33	1 60	20	153	2	420 35	1314
							~	*	+	_		~						
- 基本			48 (10)		526	(21)		436 (4	(45)		328 (3)		193		203	(2)		1,734 (84)
			, ,						,									

注 1. 2つ以上の業種を兼業する特定事業場については代表業種に属すとみなし、1つとして計上。 2. 項目「有害」とは有害物質を排出するおぞれがあるものの内数を表す。 3. 合計櫃の ()は、有害物質を排出するおそれがあるものの内数を表す。

(15) 水質汚濁防止法に基づく改善命令等の発動状況

年 度		内訳	命令後の状況
	改善命令	生コンクリート製造業 1件	改善済み 2件
昭 50		電気メッキ業 1件	
	排出水の排出の	電気メッキ業 1件	改善済み 1件
	一時停止命令		
昭 51	改善命令	電気メッキ業 1件	改善済み 2件
		と畜業 1件	
昭 52	改善命令	検査業 1件	改善済み 2件
		写真現像業 1件	
	改善命令	飲料製造業 1件	改善済み 9件
昭 53		畜産農業 2件	
		果実の保存食料製造業 6件	
昭54~60		なし	
昭 61	改善命令	電気メッキ業 1件	改善済み 1件
昭62~平6		なし	
平 7	改善命令	食料品製造業 1件	改善済み 1件
平8~9		なし	
平 10	改善命令	旅館業 1件	改善済み 1件
平11~23		なし	
平 24	改善命令	食料品製造業 1件	改善済み 1件
平 25~ 令 元		なし	

4 化学物質関係(ダイオキシン類)

(1) 令和元年度大気環境測定結果

	調査地点	春	夏	秋	冬	平均值	環境基準
	讷 宜地点			(pg-TEQ/m ³)			垛児 基 年
1	石垣市役所	_	0.0029	0.0030	0.0046	0.0035	
2	沖縄県北部合同庁舎	_	0.0028	0.0064	0.0054	0.0049	
3	沖縄市農民研修センター	_	0.0030	0.026	0.0051	0.011	
4	南風原町中央公民館	_	0.0027	0.0054	0.0035	0.0039	0 6 na TE0/m2
5	宮古島市役所	_	0.0027	0.0027	0.0027	0.0027	0.6 pg-TEQ/m3 (年平均値)
6	那覇市保健所	0.0039	0.0045	0.0020	0.0035	0.0035	(十十岁世)
					平均值	0.0053	
					最大値	0. 0260	
		•	•		最小値	0.0020	

(2) 令和元年度公共用水域(水質、底質) 測定結果

	調査地点	水 質 (pg-TEQ/L)	環境基準(水質)	底 質	環境基準(底質)
1	我部祖河川奈佐田川合流点から上流100m	0.11		0.95	
2	比謝川ヨナバル川合流点	0.13		1.6	
3	報得川水位計設置点	0.066		1.6	
4	名蔵川石糖取水場前	0.23		5.0	
5	国場川真玉橋	0.45	1 pg-TEQ/L	3.4	150 pg-TEQ/g
6	那覇港海域泊港	0.087		21	
	全体平均值	0. 18		5. 6	
	全体最大値	0. 45		21	
	全体最小値	0.066		0. 95	

(3) 令和元年度地下水測定結果

		調査地点	地下水 (pg-TEQ/L)	環境基準
1	渡嘉敷村	一般家庭井戸 新里邸	0.021	
2	座間味村	座間味村立阿嘉小•中学校	0.026	
3	渡名喜村	一般家庭井戸 桃原邸	0.021	
4	石垣市	大浜第二地下水源地	0.021	
5	竹富町	ナージカー	0.029	1 pg-TEQ/L
6	与那国町	割目水源地	0.021	I pg ILW/L
7	那覇市	識名ガー	0.028	
		平均値	0. 024	
		最大値	0. 029	
	·	最小値	0. 021	

(4) 令和元年度土壌(一般環境) 測定結果

		一般環境	土壌 (pg-TEQ/g)	環境基準
1	渡嘉敷村	渡嘉敷村立阿波連小学校グラウンド	0.69	
2	座間味村	座間味村立阿嘉小・中学校グラウンド	0.42	
3	渡名喜村	多目的拠点施設	0.60	
4	石垣市	八重山保健所	4.9	
5	竹富町	竹富町立竹富小・中学校グラウンド	0.16	1000 pg-TEQ/g
6	与那国町	与那国町立久部良小学校グラウンド	0.053	1000 pg-1EQ/g
7	那覇市	識名小学校	1.9	
		平均値	1. 25	
		最大値	4. 9	
		最小値	0. 053	

(5) 令和元年度土壌(発生源周辺) 測定結果

		発生源周辺	土壌 (pg-TEQ/g)	環境基準
1		石垣市立名蔵小・中学校グラウンド	0.099	
2		石垣市バンナ公園(北口広場)	10	
3		沖縄県農業研究センター石垣支所	0.45	
4		県立八重山農林高等学校バラビドウー農場	0.27	
5	石垣市	JAおきなわ八重山地区ライスセンター	0.022	
6		石垣市旧火葬場(駐車場)	0.075	1000 pg-TEQ/g
7		石垣市浄水場	0.15	1000 pg-1Lu/g
8		石垣市健康福祉センター	4.5	
9		石垣市森林組合(広場)	0.27	
		平均値	1. 8	
		最大値	10	
		最小値	0. 022	

5 騒音・振動・悪臭関係

(1) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況 (令和元年度末現在)

(単位:件)

																					<u> </u>	12.11/
特定施設の種類	名護市	うるま市	沖縄市	宜野湾市	浦添市	那覇市	豊見城市	南城市	糸満市	宮古島市	石垣市	本部町	嘉手納町	北谷町	西原町	南風原町	与那原町	八重瀬町	読谷村	北中城村	中城村	合 計
金属加工機械	0	10	36	14	118	34	11	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	13	242
空気圧縮機等	0	463	428	328	499	658	135	0	30	0	0	0	32	2	85	140	3	0	11	6	19	2,839
土石用破砕機等	0	9	10	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	47	1	0	0	0	0	0	72
織機	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設用資材製造機械	0	5	4	2	12	3	8	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	38
穀物用製粉機	0	57	11	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
木材加工機械	0	7	7	0	37	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	2	0	63
抄紙機	0	0	0	2	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
印刷機	0	0	0	12	26	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	61
合成樹脂用射出成型 機	0	1	0	0	9	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
鋳型製造型機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定施設総数	0	552	496	376	704	699	154	0	97	0	0	0	32	2	143	147	3	0	11	8	32	3,456
特定工場等総数	0	160	88	87	181	90	32	0	72	0	0	0	7	2	22	12	3	0	1	6	7	770

(2) 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況(令和元年度末現在)

(単位:件)

特定建設作業の 種類	名護市	うるま市	沖 舞	宜野湾市	浦添市	那覇市	豊見城市	南城市	糸満市	宮古島市	石垣市	本部町	嘉手納町	北谷町	西原町	南風原町	与那原町	八重瀬町	読谷村	北中城村	中城村	合計
くい打機等を使用す る作業		7		1		17	2		5				1	2		1	1	1				38
びょう打機等を使用 する作業																						0
さく岩機を使用する作業	2	9	11	8	24	120	3		2		1		5	1	1	5	1		2	2		197
空気圧縮機を使用す る作業		3		1	1					2		1		3		6						17
コンクリートプラントを 設けて行う作業																						0
バックホウを使用する 作業		14	1	9			1		10			1	3	3	1	5	1		1	8	1	59
トラクターショベルを 使用する作業																						0
ブルトーザーを使用 する作業																				1		1
計	2	33	12	19	25	137	6	0	17	2	1	2	9	9	2	17	3	1	3	11	1	312

5 騒音・振動・悪臭関係

(3) 令和元年度自動車交通騒音測定結果(市町村実施)

No.	測定地点	環境基準類型	測定開始年月日	測定終了年月日	道 路 名	車線数	ら道 の端 距	からの距離	ら居 の等 距	地上高さ	等価 レ^ (d	シル	要請 fi (d	直	達成状況	請限	班基本	ŧ	成 状	環境基準
			н	н							昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	名護市宇茂佐の森4-2-7付近	В	令和2年2月6日	令和2年2月7日	一般国道449号	4	7.3	0.0	25.0	1.2	68	60	75	70	0	0	70	65	0	0
2	うるま市豊原	ı	令和1年11月27日	令和1年11月28日	県道36号線	2	2.0	1.0	-	9.2	70	63	75	70	0	0	70	65	0	0
3	うるま市字赤道	В	令和1年12月2日	令和1年12月3日	県道16号線	3	4.0	0.0	-	1.2	67	62	75	70	0	0	70	65	0	0
4	うるま市字江洲	С	令和1年12月2日	令和1年12月3日	沖縄環状線	4	7.0	0.0	-	1.2	64	57	75	70	0	0	70	65	0	0
5	沖縄市高原5-8	С	令和1年12月12日	令和1年12月13日	一般国道329号	4	2.5	0.0	7.8	1.2	71	66	75	70	0	0	70	65	×	×
6	沖縄市知花2-9	В	令和1年11月20日	令和1年11月21日	一般国道329号	4	2.4	0.0	16.9	1.2	68	64	75	70	0	0	70	65	0	0
7	沖縄市比屋根5-2	В	令和1年10月24日	令和1年10月25日	一般国道329号	4	2.5	0.0	30.6	1.2	71	64	75	70	0	0	70	65	×	0
8	沖縄市美原4-10	Α	令和1年11月14日	令和1年11月15日	具志川環状線	2	1.5	0.0	10.2	1.2	63	55	75	70	0	0	70	65	0	0
9	沖縄市泡瀬4-38	В	令和1年12月3日	令和1年12月4日	県道20号線	4	7.1	0.0	10.1	1.2	67	60	75	70	0	0	70	65	0	0
10	宜野湾市字伊佐	-	令和1年9月17日	令和1年9月18日	宜野湾北中城線	4	6.0	-0.4	40.0	1.2	67	62	75	70	0	0	70	65	0	0
11	宜野湾市野嵩3-10	С	令和1年9月24日	令和1年9月25日	県道35号線	2	4.4	-0.2	1.0	1.2	64	57	75	70	0	0	70	65	0	0
12	宜野湾市野嵩1-50	В	令和1年10月2日	令和1年10月3日	那覇北中城線	2	4.6	-1.2	11.0	1.2	65	60	75	70	0	0	70	65	0	0
13	浦添市牧港2-33	В	令和2年2月12日	令和2年2月13日	県道153号線	4	4.7	-2.9	16.0	1.3	70	64	75	70	0	0	70	65	0	0
14	浦添市西原4-11	В	令和2年1月28日	令和2年1月29日	一般国道330号	4	5.5	-8.2	29.0	1.0	68	62	75	70	0	0	70	65	0	0
15	浦添市牧港2-56	В	令和2年2月17日	令和2年2月18日	那覇宜野湾線	2	5.1	-0.3	11.0	1.2	62	57	75	70	0	0	70	65	0	0
16	那覇市高良3-11-23	С	令和1年11月14日	令和1年11月15日	一般国道331号	4	10.0	0.0	6.9	1.2	66	61	75	70	0	0	70	65	0	0
17	那覇市東町22	С	令和1年10月30日	令和1年10月31日	一般国道390号	2	3.6	0.0	22.8	1.2	64	60	75	70	0	0	70	65	0	0
18	那覇市銘苅3-11-8	В	令和1年11月7日	令和1年11月8日	那覇糸満線	4	5.1	0.0	5.5	1.2	68	63	75	70	0	0	70	65	0	0
19	那覇市字上間205-1	В	令和1年12月3日	令和1年12月4日	那覇糸満線	4	3.6	0.0	11.8	1.2	69	62	75	70	0	0	70	65	0	0
20	那覇市安里2−4	С	令和1年12月12日	令和1年12月13日	県道39号線	2	5.8	0.0	59.0	1.2	64	58	75	70	0	0	70	65	0	0
21	那覇市久米2-31	С	令和1年11月28日	令和1年11月29日	県道43号線	2	4.9	0.0	27.0	1.2	66	63	75	70	0	0	70	65	0	0
22	豊見城市字高安474	В	令和2年1月9日	令和2年1月10日	県道11号線	2	2.6	0.0	11.6	1.2	68	63	75	70	0	0	70	65	0	0
23	豊見城市字真玉橋282	В	令和2年1月7日	令和2年1月8日	県道11号線	4	2.9	0.0	14.7	1.2	64	58	75	70	0	0	70	65	0	0
24	南城市大里	В	令和1年10月15日	令和1年10月16日	糸満与那原線旧道	2	4.0	-0.3	22.0	1.2	58	48	75	70	0	0	70	65	0	0
25	南城市大里	В	令和1年10月23日	令和1年10月24日	糸満与那原線旧道	2	3.0	-0.1	105.0	1.3	56	50	75	70	0	0	70	65	0	0
26	糸満市字阿波根	-	令和2年1月22日	令和2年1月23日	那覇糸満線	4	5.2	0.0	30.0	1.2	66	60	75	70	0	0	70	65	0	0
27	宮古島市平良字西里1432-1	-	令和2年1月22日	令和2年1月23日	県道78号線	4	7.4	0.0	8.0	1.2	65	56	75	70	0	0	70	65	0	0
28	石垣市宮良1054-12	-	令和2年2月20日	令和2年2月21日	一般国道390号	2	3.7	0.0	35.5	1.2	67	58	75	70	0	0	70	65	0	0
29	嘉手納町字嘉手納50-3	С	令和2年1月28日	令和2年1月29日	一般国道58号	4	4.4	0.0	4.3	1.2	67	58	75	70	0	0	70	65	0	0
30	嘉手納町字水釜155-2	В	令和2年1月28日	令和2年1月29日	水釜大木線	2	2.3	0.0	1.0	1.2	64	62	75	70	0	0	65	60	0	×
31	嘉手納町字屋良1058-1	С	令和2年1月28日	令和2年1月29日	久得牧原線	2	2.5	1.0	-	1.2	70	64	75	70	0	0	65	60	×	×
32	嘉手納町屋良1-2-12	В	令和2年1月28日	令和2年1月29日	県道74号線	4	6.3	0.0	2.1	1.2	69	65	75	70	0	0	70	65	0	0
33	吉原1181-1	В	令和2年1月22日	令和2年1月23日	県道24号線	2	2.2	1.0	1.2	1.2	66	57	75	70	0	0	70	65	0	0
34	上勢頭820-6	В	令和2年1月22日	令和2年1月23日	県道23号線	4	3.4	0.0	4.0	1.2	66	56	75	70	0	0	70	65	0	0
35	南風原町字津嘉山1321-1	В	令和2年3月23日	令和2年3月24日	一般国道507号パイパス	4	5.0	0.0	-	1.2	65	57	75	70	0	0	70	65	0	0
36	南風原町字宮平666-1	С	令和2年3月23日	令和2年3月24日	一般国道329号	4	1.9	0.0	-	1.2	68	62	75	70	0	0	70	65	0	0
37	南風原町字兼城603	С	令和2年3月23日	令和2年3月24日	一般国道329号	4	2.0	0.0	-	1.2	69	64	75	70	0	0	70	65	0	0
38	与那原町字与那原824	С	令和2年3月11日	令和2年3月12日	一般国道329号	4	2.0	1.0	30.0	1.3	67	60	75	70	0	0	70	65	0	0
39	与那原町字与那原1147	В	令和2年3月11日	令和2年3月12日	県道77号線	4	8.0	4.0	2.0	1.3	60	56	70	65	0	0	70	65	0	0
40	北中城村字屋宜原245-7	В	令和2年2月27日	令和2年2月28日	一般国道330号	4	4.4	1.8	7.5	1.2	69	64	75	70	0	0	70	65	0	0
41	北中城村字渡口84-1	В	令和2年2月27日	令和2年2月28日	一般国道329号	4	2.0	0.0	4.5	1.2	68	61	75	70	0	0	70	65	0	0

(4) 令和元年度自動車交通騒音測定結果(面的評価)

(3) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	盔	評価対象道路	1341								環	竟基準達	成戸数(戸	環境基準達成戸数(戸)・環境基準達成確率(%)	長準達成	確率(%)		
(株) (本) (本) <th></th> <th></th> <th>と 弘 音 昼 章 G 才 勇</th> <th></th> <th>漸定地点の住所 ※2</th> <th>海河 等 等 等 高 (c</th> <th>西 所 で (語)</th> <th>騷音測定年度</th> <th>評価区間の延長</th> <th>習 本本 /th> <th>昼間•夜基準値</th> <th>聞とも以下</th> <th>夜間の基準値</th> <th>りみ、超過</th> <th>昼間0基準値</th> <th>9み 超過</th> <th>昼間·夜基準値</th> <th>間とも</th>			と 弘 音 昼 章 G 才 勇		漸定地点の住所 ※2	海河 等 等 等 高 (c	西 所 で (語)	騷音測定年度	評価区間の延長	習 本本	昼間•夜基準値	聞とも以下	夜間の基準値	りみ、超過	昼間0基準値	9み 超過	昼間·夜基準値	間とも
# 読谷中、高手紗町境~ローグリーブラケ前交差点 中頭郡嘉手絲町字嘉手絲 69 64 R1 0.5 172 171 99.4 0 0.0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						回	夜間		(km)	Ē	(É	(%)	(E)	(%)	Ē	(%)	Ē	(%)
無ローグリーブラザ前交差点~素手齢町・北舎町境 (事)中級村・西原町境~口型ノラザ前交差点 (事)中級村・西原町境~口型ノラゲ前交差点 (中頭郡直乗) (中政村・西原町境~内間交差点 (中政村・西原町境~内間交差点~出源のできた。 (中政村・西原町境~内間交差点~出源のできた。 (中政村・西原町境~切間交差点~出源のできた。 (中政村・西原町境~坂田交差点~田のでからが (東)田田のできた。 (中政社・西原町境~坂田交差点~田のでからが (中政社・西原町境~坂田交差点~山那覇交差点~山那覇交差点~四原町・中外間 (中国できた。 	4 O	ပ	-	読谷村・嘉手納町境~ロータリープラザ前交差点	中頭郡嘉手納町字嘉手納	69	64	F.	0.5	172	171	99.4	0	0.0	0	0.0	-	9.0
無	9	0		ロータリープラザ前交差点~嘉手納町・北谷町境	中頭郡嘉手納町字水釜	89	62	몺	က	129	1 1	100.0	0	0:0	0	0.0	0	0.0
無 無 中城村・西原町・境へ内間交差点 一 日 113 114 114 114 114 114 114 114 114 114 </td <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td>沖縄市・嘉手納町境~ロータリープラザ前交差点</td> <td>中頭郡嘉手納町字屋良</td> <td>89</td> <td>09</td> <td>F.</td> <td>2.6</td> <td>223</td> <td>222</td> <td>9.66</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>-</td> <td>0.4</td>	4	1		沖縄市・嘉手納町境~ロータリープラザ前交差点	中頭郡嘉手納町字屋良	89	09	F.	2.6	223	222	9.66	0	0.0	0	0.0	-	0.4
無 仲間交差点~小那覇交差点 中頭都西原町宇内間 71 65 R1 0.9 115 88.1 115 88.1 0.0 0.0 16 11.9 88.1 0.0 0.0 16 11.9 0.0 11.0 0.0 11.0 0.0 11.0 0.0	4	1			1	ı	ı	ı	-	98		100.0	0	0:0	0	0.0	0	0.0
# 無 小那覇交差点~西原町·与那原町境 一	4	_ ,		内間交差点~小那覇交差点	中頭郡西原町字内間	71	65	몺	6.0	135	119	88.1	0	0.0	16	11.9	0	0.0
無 那覇市・西原町境〜坂田交差点 中頭都西原町字翁長 65 60 R1 2.1 267 100.0 0	4	- ,			ı	ı	ı	ı	1.6	531	473	89.1	0	0.0	-	0.2	57	10.7
# # jack in the product in the pro	2	,		那霸市·西原町境~坂田交差点	頭郡	65	09	몺	2.1	267		100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無 無 無 無 無 無 無 無 目標交差点~小那覇交差点 中頭都西原町上原 66 61 R1 2.0 421 421 100.0 0 0.0 0	2			 浦添市,西原町境~坂田交差	ı	ı	ı	ı	0.7	189		100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
# 無 具屋交差点~小那覇交差点 -	2			坂田交差点~呉屋交差点	頭郡西原町字呉	99	61	몺	2.0	421		100.0	0	0:0	0	0.0	0	0.0
無無宣野湾市・西原町境~上原交差点中頭都西原町上原6659R11.530930598.700.041.30無無上原交差点~内間交差点一1.535100.000.000.000000	2			呉屋交差点~小那覇交差	ı	ı	ı	ı	1.1	201		100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無 無 上原交差点~内間交差点	2			宜野湾市,西原町境~上原交差点	中頭郡西原町上原	99	59	꿆	1.5	309	305	7.86	0	0.0	4	1.3	0	0.0
	2			上原交差点~内間交差	ı	Ι	1	ı	1.5	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※1 環境基準類型のあてはめがない地点は「-」とし、Bの基準を当てはめた。

※2「測定地点の住所」の欄に「-」の記載がある場合の「基準点の等価騒音レベル」の欄については、他の評価区間における測定結果を準用した。

5 騒音・振動・悪臭関係

(5) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況 (令和元年度末現在)

(単位:件)

特定施設の種類	名護市	うるま市	沖縄市	宜野湾市	浦添市	那覇市	豊見城市	南城市	糸満市	宮古島市	石垣市	本部町	嘉手納町	北谷町	西原町	南風原町	与那原町	八重瀬町	読谷村	北中城村	中城村	合計
金属加工機械	0	7	11	2	149	0	11	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	186
圧縮機	0	60	110	78	301	23	78	0	0	0	0	0	6	2	17	1	0	0	0	0	10	686
破砕機等	0	6	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	85	0	0	0	0	0	0	94
織機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コンクリートプロックマシン 等	0	0	2	0	6	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
木材加工機械	0	0	1	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
印刷機械	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
ゴム練用又は合成樹脂練 用ロール機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成型機	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鋳型造成機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
特定施設総数	0	75	125	80	470	23	102	0	4	0	0	0	6	2	106	1	3	0	0	0	10	1,007
特定工場等総数	0	29	41	17	120	10	27	0	4	0	0	0	1	2	13	1	3	0	0	0	2	270

(6) 振動規制法に基づく特定建設作業施設の届出状況(令和元年度末現在)

(単位:件)

特定施設の種類	名護市	うるま市	沖縄市	宜野湾市	浦添市	那覇市	豊見城市	南城市	糸満市	宮古島市	石垣市	本部町	嘉手納町	北谷町	西原町	南風原町	与那原町	八重瀬町	読谷村	北中城村	中城村	合計
くい打機等を使用する作業		8	1	2	1	16	2		5					1	8			1				45
鋼球を使用して破壊する作 業																						0
舗装版破砕機を使用する 作業																						0
ブレーカーを使用する作業		10	10	12	24	81	7		5			2	6	6	1	7	4		4	3	1	183
計	0	18	11	14	25	97	9	0	10	0	0	2	6	7	9	7	4	1	4	3	1	228